

評価書

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構			
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）		
	中期目標期間	令和4～令和8年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		総務大臣		
	法人所管部局	総務省情報流通行政局郵政行政部	担当課、責任者	企画課貯金保険室長 坂本 公生 郵便局活用課長 廣瀬 照隆
	評価点検部局	総務省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 栗原 淳
3. 評価の実施に関する事項				
・役員から意見聴取を実施（令和8年6月26日） ・4名の有識者（大学教授2名、弁護士1名、公認会計士・税理士1名）から意見聴取を実施（令和8年7月8日、同年7月29日）				
4. その他評価に関する重要事項				
—				

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	法人全体の評価に記載のとおり、全体の評価を「A」とした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」、「郵便貯金管理業務（周知・広報）」及び「業務経費等の合理化・効率化」は、次のとおり中期目標における所期の目標を上回る成果を得られているものと認め「A」と評価し、その他の項目については、中期目標における所期の目標を達成しているものと認め「B」と評価した。 項目別評価は、3項目が「A」、15項目が「B」であるが、機構の目的に照らして重要な項目である郵便貯金管理業務において、総務省からの要請を受けて開始した「権利消滅の扱いとなった郵便預金の払戻しに係る新たな運用」に関する2項目が「A」であったこと、また、この中に重要度「高」である項目が含まれていたことを総合的に勘案し、全体の評価を「A」とした。 ○「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」 機構は、令和5年9月の総務省からの要請を受け、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から基準の見直しを実施し、令和6年1月に新基準の運用を開始した。機構は、人員や期間が限られる中、新基準の運用に関し、様々な調整を行うとともに、本見直しに伴い、請求件数が大幅に増加したことを踏まえ、一連の審査対応に際して、預金者により一層寄り添うものとすべく審査判断に係るノウハウを継続的に蓄積し、その評価・検証を行うとともに、委託先へのそれらの連携・指導を行うことを通じて、預金者への新基準に基づく困難な対応を円滑かつ適確に実施した。 さらに、機構は、以下のとおり、中期目標で設定されている指標に対し、100%を上回る取組を実施するなど、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用について委託先及び再委託先（以下、法人全体に対する評価において「委託先等」という。）に対する対応の徹底等も含め、機構の目的に照らして重要な項目である郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めたことから、所期の目標は達成したと認められる。 ・ 委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を毎事業年度、半期に1回実施（目標値は半期1回以上） ・ 監査項目の見直しについては、リスク・アセスメントを行った上で毎事業年度、2回実施（目標値は年1回以上） ・ 実地監査については、目標値である中期目標期間中に全13エリア1回以上を達成した(年2.6エリア) 機構は、人員や期間が限られる中、新基準の運用に関し、様々な調整を行うとともに、一連の審査対応に際して、預金者により一層寄り添う観点で、審査内容を点検・検証し、その結果を次の審査内容に反映させることを通じて、審査の改善を図っている。さらに、中期目標における所期の目標は達成したという事情に鑑みれば、「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」については、中期目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点においては、困難度は高いものと認められる。 以上のことから、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直しに関する事務を含めた、委託先等に対する監督を実施できたことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められるため、「A」と評価した。 ○「郵便貯金管理業務（周知・広報）」（重要度「高」） 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組むとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に取り組んだ。預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に関して、早期払戻しを促す挨拶状の送付について、令和4年度から令和7年度までの累計で88万件発送しており、中期目標の30万件以上の発送目標に対して120%を上回る取組を実施していると認められる。また、それ以外の中期目標で設定されている施策の目標について、所期の目標を達成している。 以上のことから、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組むとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、より適した周知・広報ができたことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められるため、「A」と評価した。 ○「業務経費の合理化・効率化」 一般管理費及び業務経費の合計について、令和7年度において、令和3年度と比べて、9%以上の削減となっており、中期目標を大きく上回る達成度となっている。 経費削減の主な要因は、令和4年度以降、公用車の利用形態の見直しやリモート監査の活用による旅費の節減等による削減の効果が継続していること、競争入札に多くの応

	札者を得るよう努めたことにより契約価格の維持・低下を実現したこと等である。 中期目標期間の最終年度である令和８年度においても、機構は、引き続き業務経費等の合理化・効率化に取り組む予定であり、令和３年度と比べて６％以上を削減すると見込まれる。 以上のことから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたものと認められるため、「Ａ」と評価した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

３．課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	○ 「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」（P. 10） 郵便貯金管理業務について、引き続き、新基準の運用を預金者に寄り添って行う必要がある。 また、委託・再委託した郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保が必要である。 ○ 「郵便貯金管理業務（周知・広報）」（P. 20） 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用及び預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しに関する周知・広報について、第４期中期目標期間見込評価においてＡと評価しているところ、次期に向けて、これまでの実績を踏まえた更なる改善を図るなど、引き続き、より効果的な周知・広報を実施する必要がある。 ○ 「簡易生命保険管理業務（委託先及び再委託先の監督）」（P. 36） 簡易生命保険管理業務について、引き続き、委託・再委託した簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保が必要である。 ○ 郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 50 号）に規定された新たな交付金への対応など、必要な対応を行う。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

[illegible]

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	489, 291	606, 936	645, 815	627, 780	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	40	38	33	32	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	
	1 郵便貯金管理業務 （以下略）	1 郵便貯金管理業務 （以下略）	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、 （１）委託先及び再委託先の監督、（２）資産の確実かつ安定的な運用、（３）周知・広報及び（４）情報の公表の各項目を実施したか。	（１） 委託先及び再委託先の監督【Ａ】 （２） 資産の確実かつ安定的な運用【Ｂ】 （３） 周知・広報【Ａ】 （４） 情報の公表【Ｂ】	＜自己評価＞ 【Ａ】 「委託先及び再委託先の監督」及び「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果を得たものとし、その他２項目については、所期の目標を達成した。 なお、経常費用 627, 780 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「２－１業務経費等の合理化・効率化」において評価した。 ※ 削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的には、郵便貯金の早期払戻し促進のための挨拶状の発送に係る費用、ポスター・	評定	A ＜評定に至った理由＞ 「委託先及び再委託先の監督」及び重要度「高」である「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果を得たものとして「Ａ」評価、その他の２項目については所期の目標を達成したものとし「Ｂ」評価とした。 「Ａ」評価が２項目、「Ｂ」評価も２項目であるところ、重要度「高」である「周知・広報」が「Ａ」評価であることを考慮して、郵便貯金管理業務全体としては、「Ａ」と評価した。 なお、経常費用については、削減対象外となっているものを除き、「２－１業務経費等の合理化・効率化」において評価している。

					チラシ広告に係る費用、新聞広告の実施に係る費用等が該当する。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（委託先および再委託先の監督）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条、第15条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
監督方針に基づき委託先等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に 1 回以上		半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）		予算額（千円）					
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度 1 回以上		2 回実施	2 回実施	2 回実施	2 回実施		決算額（千円）					
郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中 1 回以上		5 エリアで実施 北海道エリア 南関東エリア 近畿エリア 東北エリア 中国エリア	4 エリアで実施 北陸エリア 東京エリア 四国エリア 沖縄エリア そのほか、上記エリア以外の 5 か所の貯金事務センター	4 エリアで実施 信越エリア 九州エリア 東海エリア 関東エリア	4 エリアで実施 近畿エリア 北陸エリア 北海道エリア 南関東エリア		経常費用（千円）	6,075	4,569	4,369	4,579	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					

									従事人員数	9	8	8	8	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	---	---	---	---	--

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																															
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																					
				業務実績						自己評価		(見込評価)																			
	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないよう努めることとする。	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第1の1（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の1（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行代理業務と同等以上の質の確保を求めた。	＜主な定量指標＞ ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上行う。 ・中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●委託した郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求めた。また、再委託された郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行代理業務と同等以上の質の確保を求めた。	郵便貯金の年度ごとの減少額及び毎年度末の貯金残高は次のとおりであり、令和7年度末までの減少額（累計）は3,164億円であった。 令和4年度～令和8年度 <table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度 (見込み)</td></tr><tr><td>減少額</td><td>1,136</td><td>924</td><td>645</td><td>458</td><td>515</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>4,780</td><td>3,856</td><td>3,210</td><td>2,751</td><td>2,235</td></tr></table> ※ 億円未満切捨てのため、残高等が一致しない場合がある。 ※ 令和8年度の計数（見込値）は、財政法第28条等による令和8年度予算参考書類に記載されているものに基づくものである。 下記1のとおり、令和5年度は、同年9月に総務省から当機構宛てになされた「郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し」の検討要請を踏まえ、当機構は預金者に一層寄り添う観点から検討を実施し、同年12月に払戻請求に応じる基準を見直して新たな基準として改定・公表を行い、委託先等との連携のもと、令和6年1月から当該新基準の運用を開始した。 また、令和4年度以降、毎事業年度、下記2のとおり、郵便貯金管理業務の委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、下記3のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。						年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (見込み)	減少額	1,136	924	645	458	515	年度末残高	4,780	3,856	3,210	2,751	2,235	＜自己評価＞ 【A】 令和5年度においては、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し及び円滑な実施について、同年9月に総務省からの検討要請を受け、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から見直しを行い、従来の基準を「郵便貯金権利消滅判断基準」として改定・公表し、令和6年1月から運用を開始し、運用の見直し後の事務についても、大きな問題なく対応した。本見直しについては、限られた人員のなか、令和5年9月の総務省の要請から令和6年1月の運用開始までの4か月の短期間で、委託先等との多くの調整を必要とするものであったこと、委託先の（株）ゆうちょ銀行の窓口、貯金事務センター、本社担当部や、再委託先の約2万3千局の郵便局等、多くの関係部門を巻き込み、対応を徹底することが必要であった。具体的には、新たな請求書やその記入要領及び記入例の作成、全国の郵便局等の窓口への周知やマニュアル整備等による対応指導の徹底、当該運用見直しに併せた権利消滅の扱いとなった郵便貯金の有無の調査の対象期間の拡大（過去10年の郵便貯金→機構		評価	A
				年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (見込み)																						
				減少額	1,136	924	645	458	515																						
				年度末残高	4,780	3,856	3,210	2,751	2,235																						
				＜評価に至った理由＞ 令和5年9月に総務省からの検討要請を受け、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から見直しを行い、従来の基準を「郵便貯金権利消滅判断基準」として改定・公表し、令和6年1月に新基準の運用を開始した。 本見直しについて、機構は、限られた人員のなか、令和5年9月の総務省の要請から令和6年1月の運用開始までの4か月の短期間で、当該基準の見直しのほか、新たな請求書やその記入要領及び記入例の作成、全国の郵便局等の窓口への周知やマニュアル整備等による対応指導の徹底といった委託先等との事前準備など、様々な調整を行った。 本見直しに伴い、請求件数が大幅に増加したことを踏まえ、機構は、人員が限られる中で、一連の審査対応に際して、預金者により一層寄り添うものとすべく審査判断に係るノウハウを継続的に蓄積し、その評価・検証を行うとともに、委託先へのそれらの連携・指導を行うことを通じて、預金者への新基準に基づく困難な対応を円滑かつ適確に実施した。 具体的には、委託先から機構に個別照会がなされた請求事案について、機構は、各請求内容を精査・分析し、新基準を適用するに当たっての考え方を個別に検討し、類型化するとともに、預																											

	うにすること。 ・委託先に対しては、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先に対しては、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質の確保を求めること。 【指標】 ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、	向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の1（1）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。 なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。 ② 確認等 監督方針に基づ	確保を求めたか。 ・ 郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から、委託先等との調整や指導等を含めて、適切に行ったか。 ● 委託先及び再委託先に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。 ● 委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。 ● 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行ったか。 ・ 部内犯罪の再発防止策の実施状況及び定着状況等を継続的に注視し、委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。 ● 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上行った	再委託先の約2万3千局の郵便局等、多くの関係部門を巻き込み、対応を徹底することが必要であったこと、③ゆうちょコールセンターの権利消滅関連の問合せ件数は対前年度比40%の増加となる等、多くの問合せ等にも対応しつつ取り組む必要があったこと等から、困難度が高い取組を実施したものと考えられる。 令和6年度以降は、事前に準備した新たな請求書、その記入要領、記入例及び全国の郵便局等の窓口用マニュアル等の取扱いが適切に実施されるよう対応指導を徹底した。また、運用開始後における「郵便貯金権利消滅判断基準」（新基準）に基づく審査では、新基準の運用を開始したことに伴い請求件数が令和6年1月～令和7年3月末は大幅に増加し、その後の令和7年度はそれと比較すると減少しているものの、依然として一定数の請求件数があることを踏まえ、引き続き、委託先との情報連携を密にし、委託先からの情報提供、相談、問合せ、照会等への対応を通じて、審査の内容やノウハウを蓄積するとともに、それらを評価・検証し、委託先への回答や指示において、当機構から丁寧に説明することにより、委託先の理解の促進を図った。その上で、新基準の運用開始に伴い、払戻請求の申請理由に係る事情が複雑である等により委託先における新基準の適用判断が難しい場合は、当機構に個別に照会することとした。委託先から当機構に個別照会がなされた請求事案は、当機構において各請求内容を精査・分析し、新基準を適用するに当たっての考え方を個別に検討・整理・類型化を行った。加えて、預金者により一層寄り添う観点から、必要に応じて払戻請求者への事情を確認するヒアリングを対面で実施した上で預金者の事情を追加で確認するための実施方法について整備を行った。このように、払戻請求者に係る多様かつ複雑な事情に配慮したきめ細かい対応を、人員体制に制約がある中で精力的に行った。さらに、これら個別照会に係る対応を踏まえ、新基準の適用判断に必要な情報を当機構に都度照会せずとも委託先が払戻請求者に追加で確認できるよう丁寧に、委託先へ指導を行うことで、審査事務の効率化に資する対応を行った。新基準の運用開始後、限られた人員の中で預金者に寄り添いつつ、上記のような対応を行い、令和6年1月の新基準の運用開始以降の審査・払戻の状況について、令和6年1月～令和7年3月末で審査を終了した件数が5,467件（30.7億円）、承認した件数が5,467件（30.7億円）、令和7年度（令和8年3月31日現在）、審査を終了した件数が1,777件（11.6億円）、承認した件数が1,777件（11.6億円）となった。	2 監督方針の策定 郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先等に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目の設定方針及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した監督方針を事業年度ごとに定め、郵便貯金管理業務の委託先である（株）ゆうちょ銀行に通知した。（重点確認項目） ア 委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪の防止 イ 苦情申告対応 ウ 顧客情報の管理 エ 期満貯金管理（令和5年度以降追加） オ その他業務品質の確保に係る事項 カ 会計に関する業務の適正性	管理の全ての郵便貯金）、機構ホームページの記載内容の充実、運用見直し後の請求への丁寧な事情の確認や、委託先における対応状況の把握等を監査等を通じ、行ったものである。 令和6年度以降においては、令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用を開始したことに伴い、請求件数が令和6年1月～令和7年3月末は大幅に増加し、その後の令和7年度はそれと比較すると減少しているものの、依然として一定数の請求件数があることを踏まえ、一連の審査対応に際しては、預金者により一層寄り添うものとすべく当機構において審査判断に係るノウハウを継続的に蓄積し、その評価・検証を行うとともに委託先へのそれらの連携・指導を通じて払戻請求者への新基準に基づく対応を円滑かつ適確に実施した。 併せて、令和4年度からの全ての年度を通じて、委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証も半期に1回行った（年度計画値は半期1回以上）。 また、毎事業年度、委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）における顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等に対して、定期及び随時に、各種の報告を求めて確認・分析し、郵便貯金の払戻し等に係る態勢整備状況の検証を半期に1回行っ	金者へのヒアリングを実施するなど、預金者の多様かつ複雑な事情の実態把握を図り、これらの対応を蓄積し、きめ細かく委託先への指導に反映させた。 さらに、機構は、以下のとおり、中期目標で設定されている指標に対し、100%を上回る取組を実施するなど、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用について委託先及び再委託先（以下、主務大臣による評価において「委託先等」という。）に対する対応の徹底等も含め、機構の目的に照らして重要な項目である郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めたことから、所期の目標は達成したと認められる。 ・委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行っている。 ・監査項目の見直しについては、毎事業年度1回以上実施するとともに、リスク・アセスメントの手法を導入するなどにより、より効果的かつ効率的な監査の実施に努めている。 ・実地監査については、令和4年度から7年度までの間に、延べ17エリア・82か所で実施し、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うとの中期目標を達成している。 機構は、人員や期間が限られる中、新基準の運用に関し、様々な調整を行うとともに、一連の審査対応に際して、預金者により一層寄り添う観点で、審査内容を点検・検証し、その結果を次の審査内容に反映させることを通じて、審査の改善を図っている。さらに、中期目標における所期の目標は達成したという事情に鑑みれば、「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」
--	--	--	---	--	---	--	--

実地監査を全国において行うこととす	き、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等进行分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。 監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。 また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、	か。 - 委託先等の監督に当たって、委託先等の重大事案の状況を踏まえて実施したか。 - 中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行うよう取り組んだか。 - 外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施するとともに、監査項目や監査対象拠点の選定に当たり、委託先及び再委託先の内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに効果的かつ効率的な実施に努めたか。	3 確認等 (1) 監査計画の策定及び監査項目の見直し 監督方針を踏まえ、犯罪の防止態勢、苦情申告等管理態勢、顧客情報管理態勢、期満貯金管理態勢（令和5年度から）、その他業務品質の確保に関する事項、会計業務の適正性を重点項目とする「郵便貯金管理業務監査計画」を事業年度ごとに策定した。 計画策定の際は、郵便貯金の残高にかんがみ、監査の重点を委託先の貯金事務センターが行う後方事務に置くこととし、具体的な監査項目や監査対象局所の選定に際しては、委託先等の実施した内部監査やモニタリングの結果等を活用し、効果的かつ効率的な実施に努めた。 また、監査項目については、毎事業年度、前年度等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、見直しを行っており、「リスク・アセスメント」の手法を導入し、委託先等が実施している郵便貯金管理業務に係る具体的な事務について、リスクの発生可能性と影響度を定量的に測定、委託先等が実施しているリスク低減措置を勘案の上、なお存在しているリスク（残余リスク）を洗い出し、郵便貯金管理業務との関連度合いを加味して最終的なリスクを評価して行った。各事業年度における具体的な見直し内容は次のとおりである。 令和4年度（2回実施） - 資金モニタリング、現金管理、現金過不足事故防止の取組に関する項目を追加。（6月） 「権利消滅（期満貯金管理）」の監査項目の中の一つの確認項目であった「権利消滅取消事務」に関する項目を監査項目に変更。（10月） 令和5年度（2回実施） - 原簿修正の実施状況及び内部監査・モニタリング結果への指導状況に関する項目を追加。（5月） - 苦情申告等管理態勢の項目及び顧客情報管理態勢の項目の集約等、監査項目の整理を実施。（9月） 令和6年度（2回実施） (株) ゆうちょ銀行エリア本部が実施する直営店モニタリングの適切性を検証する目的で(株) ゆうちょ銀行エリア本部を実地監査の対象拠点として追加したことによる項目の見直し。（4月） - 権利消滅扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し後の払戻審査業務の適切性を検証する目的で(株) ゆうちょ銀行本社事務統括部を実地監査の対象拠点として追加したことによる項目の新設。（8月） 令和7年度（2回実施） - 非公開金融情報保護措置に係る対応状況を確認することに伴う項目の見直し（直営店、貯金事務センター、郵便局）。（5月） - 非公開金融情報保護措置に係る対応状況を確認することに伴う項目の見直し（パートナーセンター）。（8月） (2) 書面監査（報告を受けての確認、ヒアリング）	た。これらの結果も踏まえた実地監査を実施、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、その改善状況については、その後の実地監査において確認した。 監査項目の見直しについては、中期目標である毎事業年度1回以上実施するとともに、さらに、効果的な監査の実施の観点から、リスク・アセスメントの手法を導入するなどにより、実効性のある監査手法を実施した。 また、委託先において非公開金融情報の不適切な利用事案が発生したことから、実地監査及び令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等を確認している。 実地監査については、令和4年度から7年度までの間に、延べ17エリア・82か所で実施し、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うとの中期目標は、令和6年度までに達成した。 監査対象拠点の選定に当たっては、前年度とのエリアの重複は避け、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めたほか、委託先等の内部監査の結果やモニタリング結果等を参考にして監査対象拠点を選定するなどにより、効果的かつ効率的な実地監査の実施に努めるとともに、実地監査の支援委託契約に係る一般競争入札の実施及び実地監査に伴う出張に係る経費節減策の実施などにより、機構全体の経費の増大を抑制した。	については、中期目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点においては、困難度は高いものと認められる。 以上のことから、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直しに関する事務を含めた、委託先等に対する監督を実施できたことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められ、「A」と評価した。 ＜今後の課題＞ 引き続き、新基準の運用を預金者に寄り添って行う必要がある。 また、委託・再委託した郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保が必要である。 ＜その他事項＞ —
--------------------------	--	---	--	---	--

		中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。 なお、監査業務の実施に当たっては、外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、機構の業務やリソース等をふまえた、より実効性のある監査手法を検討の上実施する。また、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。		上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、重要案件(不祥事件、顧客情報漏えい、システム機器の障害)については随時、その他の案件については月ごと、四半期ごと又は半期ごとに確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行い、原則として四半期ごとに不適切事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して当該事業年度の実地監査を行った。また、委託先等へ年度ごとに監査結果を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、その後の取組状況等について報告を受け確認した。さらに、その後に実施した当該年度の実地監査等において改善状況の確認を行った。 (3) 委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証等 委託先等における顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を、各事業年度の上期及び下期において、直前の半期分の態勢整備状況を取りまとめ、実施した。 (4) 実地監査 ア 監査対象エリア等の選定と実地監査の実施 全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、実地監査を全国において行うこととし、監査対象の選定に当たって、委託先については、前年度とのエリアの重複は避け、再委託先については、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めた。対象拠点の選定は、委託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして選定した。 (実地監査対象エリア、拠点数) 令和4年度：5エリア、21 か所(委託先等の本社を除く。) 令和5年度：4エリア、24 か所(委託先等の本社を除く。) 令和6年度：4エリア、19 か所(委託先等の本社を除く。) 令和7年度：4エリア、18 か所(委託先等の本社を除く。) 令和8年度(見込み)：4エリア、18 か所(委託先等の本社を除く。) 上記のとおり、令和4年度からの累計で令和6年度をもって13エリアすべて実施となり、中期目標期間中に委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を実施。 また、実地監査の支援業務の委託契約については、毎年度、一般競争入札を行ったほか、実地監査に係る出張に際しては、可能な限りパック商品の利用に努めることなどにより、経費の増大を招かないよう留意した。 (実地監査経常費用) 令和4年度：6,075 千円 令和5年度：4,569 千円 令和6年度：4,369 千円 令和7年度：4,579 千円	また、委託先からの報告を受け、内容確認等を行うとともに、必要に応じて是正指導等を行った。 これらにより、機構は、預金者に寄り添いつつ、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し及びその円滑な実施を図るとともに、その後も委託先における審査の判断が難しい事案を整理し、それを委託先に指導する等の困難度の高い業務を行い、また、委託先・再委託先の監督を適切に行い、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を確保し郵便貯金の払戻しに係る運用を円滑かつ適確に実施したことから、郵便貯金管理業務における委託先及び再委託先の監督は目標を上回る成果を得たものと評価した。 <課題と対応> なし。	
--	--	---	--	--	--	--

イ 本社監査の実施
毎事業年度、委託先等本社の各部の責任者等に前年度等の監査結果等を受けての取組状況などのヒアリングを実施し、所管業務に対する認識を確認した。また、上記(2)～(4)アで確認した事項を整理し、委託先等本社に監査を実施した。その際、単に個々の発見事項の改善を求めるだけでなく、機構としての問題意識を明確にした上でヒアリングを実施するよう努めた。

ウ 監査の実施方法
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年度における実地監査は、一部リモートによる監査となったが、令和5年度以降は実地による監査が困難となる事態とならなかったため、全て実地による監査となった。
なお、一部の監査対象の拠点においては、一部の監査員がオンライン会議システムを利用して参加する等、リモートによる監査の手法を併用して実施した。

(5) 重点確認項目の状況
ア 委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪の防止
委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪については、「委託先に対して徹底した調査解明を求めるとともに、再発防止策の徹底」を監督方針で定め、委託先に求めた。
委託先から報告書を受領しヒアリングを行い、更なる調査と再発防止を要請するとともに、これらの事案等を踏まえて犯罪の防止態勢に関して実地監査において、部内犯罪の防止に向けた取組の状況を確認し、特段の問題は認められていないが、過去の部内犯罪の増加を受けて行うこととした再発防止策の定着状況について継続的に注視していく必要があることから、引き続き、確認することとしている。

(単位：件)

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
部内犯罪発覚数	1	6	2	5	

イ 苦情申告等の対応
苦情申告に対する対応については、「委託先等に対して迅速かつ的確に対応する」ことを監督方針で定め、委託先に求めた。
委託先から日次で報告される苦情申告等の内容について、貯金部の管理者及び担当職員が、報告されたすべての苦情内容の確認を行い、不適正な対応が懸念される事案はその都度対応部署に確認し、必要に応じて是正指導を行うほか、四半期ごとに分析した。
委託先等では苦情減少のため、C S推進活動、各種研修による業務知識の向上等の施策を実施した。
苦情件数は、郵便貯金の権利消滅に関する報道等の影響もあり、令和3年度(485件)と比較し令和5年度まで増加傾向にあったが、その後減少に転じた。一方、苦情のうち長期未解決事案は、令和4年度から7年度までの間、低位又は発

			生していない。 (単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td><td>8 年度</td></tr><tr><td>苦情件数</td><td>742</td><td>922</td><td>605</td><td>210</td><td></td></tr></table>	年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	苦情件数	742	922	605	210			
年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度												
苦情件数	742	922	605	210													
			ウ 顧客情報の管理 顧客情報の管理については、「顧客情報の漏えい防止策を徹底するとともに、サイバー攻撃への対処等情報セキュリティ対策の充実・向上及び個人情報管理指針の的確な履行」を監督方針で定め、委託先に求めた。 (7) 顧客情報の漏えい等事案への対応等 委託先等において顧客情報の漏えい等が発生した際には、報告を受け、事故の内容及び再発防止策について確認を行った。また、令和 6 年度に日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な利用事案が発生したことから、実地監査及び令和 7 年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等の確認を行ったところであり、引き続き委託先等による再発防止策の実効性確保に係る取組状況等について把握、確認を行う。 (4) 情報セキュリティ対策の実施状況 委託先における情報セキュリティ対策については、人材育成、内部不正対策及び標的型攻撃メール対策の観点から研修や訓練等の取組を実施しているほか、サイバーセキュリティ管理態勢に関する専門家による第三者評価を実施していること、サイバーインシデントを想定した全社的な訓練等を実施していることを確認した。 実地監査においては、委託先等において、顧客情報を含む電子ファイルの取扱いが不適切だった事例が認められたことから、情報紙や研修等による周知・指導を実施するほか、自主点検等による改善の定着を求めた。（令和 6 年度、令和 7 年度） (9) 個人情報管理方針への対応 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）の的確な履行を監査方針に定め、当該事務対応ガイドへの対応状況を監査項目として設定し、委託先に対して顧客情報の取扱いを含む外部委託に係る資料の提出を求めた。 具体的には、委託先の貯金事務センター等から更に外部委託されている事務について、個人情報の取扱いが適正になされるようにする仕組みについて運用状況を監査し、適正な取扱いがなされていることを確認した。 エ 期満貯金管理 令和 5 年度から、権利消滅を迎える郵便貯金に対する催告書の発送及び権利消滅等に係る処理の適切な履行を監督方針に定めた。また、これらの対応状況を監査項目として設定し、実地監査において、手作業での発送対応となる一部の催告書の発送状況や権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの請求に係る処理状況について確認するとともに権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し後の払戻請求審査業務の適切性について確認した。														

			オ その他業務品質の確保に係る事項 (ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律への対応 委託先における犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。）の対応状況について、定期報告、態勢整備報告及び実地監査により確認した。 実地監査においては、委託先等の社員がハイリスク取引の内容等を十分に理解していない事案が認められたことから、情報紙や研修による周知・指導を実施するとともに、正しく理解できていない内容については、引き続き理解を深める指導に取り組むよう委託先に改善を求めた。（令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度） (疑わしい取引の届出) (単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td><td>8 年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr></table> (イ) その他確認事項 業務品質確保の観点から重点管理項目のほかに「権利消滅に係る業務知識」、「預入限度額超過者に対する強制措置の実施」及び「原簿修正事務の実施状況」等についても、実地監査において確認した。 実地監査においては、「権利消滅に係る業務知識」について、委託先等の社員が権利消滅の対象となる期間等について認識が不十分である事案が認められたことから、情報紙や研修により定期的に周知・指導を実施するよう委託先に改善を求めた。（令和 4 年度、令和 5 年度） (ウ) 災害による被災者の支援 災害の被災地域を対象に非常取扱い(災害の発生により定額郵便貯金証書等を失くした被災者に対し、一定の要件を満たした場合に証書等の提示なしに払戻しを行う取扱い)を実施し、機構のホームページに掲載して周知した。 (非常取扱い実施回数状況) (単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td><td>7 年度</td><td>8 年度</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>8</td><td>9</td><td>11</td><td>13</td><td></td></tr></table>	年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	件数	0	1	0	0		年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	実施回数	8	9	11	13			
年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度																								
件数	0	1	0	0																									
年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度																								
実施回数	8	9	11	13																									
			カ 会計に関する業務の適正性 (ア) 委託先から報告される月次財務データの検証 毎事業年度、計数の網羅性、実在性、正確性を確認するため、その前年度値との比較等により、月ごとに異常値分析を行い、問題がないことを確認した。 (イ) 地方公共団体貸付の弁済状況等の確認及び実地監査 毎事業年度、委託先から弁済等の月次財務データの報告を受けるとともに、融資施設について、書面調査結果を定期的に、個別案件の報告を随時受け、これらの適切性を確認した。 また、委託先のエリア本部（令和 4 年度：2 か所、令和 5 年度：3 か所、令和 6 年度：2 か所、令和 7 年度：2 か所、令和 8 年度（見込み）：2 か所																										

				に対して、実地監査（一部は「リモート監査」）を行った上で、地方公共団体貸付に係る情報の適正な管理を求めた。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条、第28条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
										予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）					
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	4	4	4	4	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		（見込評価）	
	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙1）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 郵便貯金資産について、法に定められた範囲内の方法で、運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。	第4期中期目標期間における郵便貯金資産の運用については、中期計画及び各年度計画で定める運用計画を遵守し、(株)ゆうちょ銀行に対する預金、地方公共団体等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等による運用を実施することにより、確実かつ安定的な運用に努めてきた。 郵便貯金資産運用残高（単位：百万円）		＜自己評価＞ 【B】 郵便貯金資産については、毎事業年度、中期計画及び当該年度の年度計画で定める運用計画に基づき、具体的な運用方法等を当該年度の郵便貯金資産の運用実施方針として定め、これを遵守した運用を行った。 これにより、郵便貯金資産について、確実かつ安定的な資産運用を行ったものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評価	B	
								＜評定に至った理由＞ 郵便貯金資産については、毎事業年度、中期計画及び当該年度の年度計画で定める運用計画に基づき、具体的な運用方法等を当該年度の郵便貯金資産の運用実施方針として定め、これを遵守した運用を行っている。 法に定められた範囲内の方法で、運用計画に従い、確実かつ安定的な資産運用を行っていることから、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞	
				（株）ゆうちょ銀行への特別貯金					
				預金者貸付					
				地方公共団体貸付					
				国債					
				振替貯金					
				※ 百万円未満切捨てのため、残高等が一致しない場合がある。 ※ 令和8年度の計数（見込値）は、財政法第28条等による令和8年度予算参考書類に記載されているものに基づくものである。					
				1 運用実施方針の策定					
				中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施し					

	体に対する貸付けに係る債権の保有等)の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。		た。 「運用実施方針の主要事項」 ・ 資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・ 運用方法は、(株)ゆうちょ銀行に対する預金、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・ 有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、柔軟に対応する。 2 資産運用の状況 (1) (株)ゆうちょ銀行に対する預金：機構発足時から、保有する郵便貯金残高の全額を特別貯金として預金している。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 28 条第 2 項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）第 36 条の規定に基づき、毎月「特別貯金残高から地方公共団体貸付額を引いた額」以上の額の国債を担保として徴した。 (2) 毎事業年度、総務省認可を受けた金額の範囲内で(株)ゆうちょ銀行から借り入れた資金により地方公共団体への貸付債権を保有した。 (3) 第 4 期中期目標期間においては、権利消滅金として(株)ゆうちょ銀行から機構に振り込まれる資金等については、国債市場において金利上昇傾向となったことから、令和 7 年 1 月から国債による運用を行った。		—
--	---	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（周知・広報）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
毎事業年度、満期後 5 年目及び満期後 15 年目の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を発送	・ 毎事業年度、満期後 5 年目及び満期後 15 年目の預金者に発送		・ 満期後 5 ～ 8 年目、12 年目、15 年目、17 年目から 19 年目（いずれも払い戻していない）全預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）			予算額（千円）					
上記の預金者と効果があると認められた際にはそれ以外の預金者にも挨拶状を発送	上記の預金者と合わせて中期目標期間中 30 万件以上		上記の預金者について 25.7 万件(対年度計画値 428%)（※） 中期計画 30 万件的 1 年あたりの目標	上記の預金者について 28.4 万件(対年度計画値 473%)（※） 中期計画 30 万件的 1 年あたりの目標	上記の預金者について 19.6 万件(対年度計画値 326%)（※） 中期計画 30 万件的 1 年あたりの目標	上記の預金者について 14.3 万件(対年度計画値 238%)（※） 中期計画 30 万件的 1 年あたりの目標			決算額（千円）					

				値 6 万 件 と の 比 較	値 6 万 件 と の 比 較	値 6 万 件 と の 比 較	値 6 万 件 と の 比 較								
	転居等のため 挨拶状が届か なかった預金 者に対する住 所調査の実施	原則、前事業 年度挨拶状 を送し、届 かなかった 預金者を対 象に実施		住所調査 令和 3 年 度 挨拶状を送 し、届かな かった預金 者(1.4万人) について調 査完了 新住所が判 明した預金 者について 挨拶状0.8万 件送付(上記 挨拶状の外 数)	住所調査 令和 4 年 度 挨拶状を送 し、届かな かった預金 者(1.1万人) について調 査完了 新住所が判 明した預金 者について 挨拶状0.4万 件送付(上記 挨拶状の外 数)	住所調査 令和 5 年 度 挨拶状を送 し、届かな かった預金 者(0.8万人) について調 査完了 新住所が判 明した預金 者について 挨拶状0.3万 件送付(上記 挨拶状の外 数)	住所調査 令和 6 年 度 挨拶状を送 し、届かな かった預金 者(0.4万人) について調 査完了 新住所が判 明した預金 者について 挨拶状0.1万 件送付(上記 挨拶状の外 数)			経常費用(千円)	482,175	601,265	640,352	622,045	
	挨拶状を送 した預金者へ の実態調査の 実施	令和 7 年 度 は 10,000 名 以上に発送		20,000 名	21,000 名	19,600 名	19,500 名			経常利益(千円)					
	・預入期間を 経過した郵便 貯金の残存状 況のHP公表 ・新聞広告等 の実施	毎事業年度 1 回以上新 聞広告の実 施		毎月ホーム ページへ公 表 新聞広告 1 回 郵便局での ポスター掲 示1回 郵便局での チラシ備置 1回 雑誌広告 1 回 テレビCM 1 回 (1 地 域) ラジオCM 1回 インターネ ット広告 2 回	毎月ホーム ページへ公 表 新聞広告 1 回 郵便局での ポスター掲 示1回 郵便局での チラシ備置 1回 雑誌広告 1 回 テレビCM 1回(全国) インターネ ット広告 3 回 ゆうちょ銀 行ATMデ ジタル掲示	毎月ホーム ページへ公 表 新聞広告 1 回 郵便局での ポスター掲 示1回 郵便局での チラシ備置 1回 雑誌広告 1 回 テレビCM 2 回 (地上 波・BS)(全 国) インターネ ット広告 2 回 ゆうちょ銀	毎月ホーム ページへ公 表 新聞広告 1 回 郵便局での ポスター掲 示1回 郵便局での チラシ備置 1回 雑誌広告 1 回 テレビCM 3 回 (地上 波・BS・配 信)(全国) インターネ ット広告 2 回 ゆうちょ銀			行政コスト(千円)					

					板広告 1 回	行 A T M デジタル 掲 示板 広告 1 回	行 A T M デジタル 掲 示板 広告 1 回								
	公共機関・各種団体等に広報施策・活動の連携実施	年 5 件以上		44 件	39 件	36 件	37 件			従事人員数	7	7	7	7	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価			
				業務実績				（見込評価）		（見込評価）			
	民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、より効果的な周知・広報を実施すること。具体的には、以下の項目を実施すること。 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページに掲載して公表するとともに、郵便貯金の早期払戻しを呼びかけること。 ・個々の預金者への周知施策として、郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を送付すること。 ・転居等のため挨拶状が届かなかった預	郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。 具体的には、早期払戻しを促す挨拶状を、満期後経過年数5年目及び15年目の預金者を基本としつつ、挨拶状を再度発送する効果を検証し、効果が認められ得る預金者等に挨拶状を発送する。これにより、中期目標期間中に挨拶状を30万件以上発送する。 また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。実態調査については、	＜主な定量指標＞ ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査について、毎事業年度1万名以上に対して行う。 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上公表する。 ・幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した	1 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに係る周知・広報の実施 過去に権利消滅の扱いとなり払戻請求を行ったが、その請求が認められなかった預金者（権利消滅取消不承認者）に対して、払戻しの請求に応じる基準の見直しにより当該新基準に基づく再度の請求が可能であることを知らせる書面の送付（約6千通）を令和6年1月から5月にかけて実施した。 また、従来の早期払戻しを促す周知・広報に加え、預金者に一層寄り添う観点から見直した後の「郵便貯金権利消滅判断基準」の運用についての記載をポスターやチラシ等に追記し周知・広報を実施した。 2 満期を経過した郵便貯金の預金者への個別周知等 （1）早期払戻しを促す挨拶状の発送 中期計画にしたがって、早期払戻しを促す挨拶状を下表のとおり発送し、令和7年度末までに、中期計画目標の30万件に対して88.0万件（目標比293%）発送済み。 なお、挨拶状は令和4年度以前から発送しているが、令和5年度からは、現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者に対して挨拶状を発送している。 このほか、令和5年度より預金者に権利消滅の前に早期に払戻しの手続を更に促すため、満期後20年目となる年度を迎える預金者に、その年度開始の直前に権利消滅間際である旨をお知らせする「最終注意喚起レター」を発送した。						＜自己評価＞ 【A】 ○ 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに係る周知・広報 見直し後の「郵便貯金権利消滅判断基準」の運用に係る周知・広報については、これまで請求が認められなかった方への郵送での個別周知を実施するとともに、ポスターやチラシ等の一般広報に係る媒体の拡充による効果的な実施を図った。 ○ 早期払戻し促進のための個別周知 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための個別周知については、令和5年度から実施している、挨拶状を現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者に送付した結果、中期計画値（30万件以上）に対する達成率が293%の実績となった。 このほか、満期20年目		評価	A
										＜評価に至った理由＞ 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組むとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に取り組んだ。 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に関して、早期払戻しを促す挨拶状の送付について、令和4年度から令和7年度までの累計で88万件発送しており、中期目標の30万件以上の発送目標に対して120%を上回る取組を実施している。また、効果検証を行い、実効性が確保されていることを確認するとともに、一般広報施策について、新聞広告等の取組を引き続き実施するとともに、施策を拡充した。 一方で、それ以外の中期目標で設定されている指標について、所期の目標を達成している。			
										以上から、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組むとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、より適した周知・広報ができたことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められるため、「A」と評価した。			
										＜今後の課題＞ 第4期中期目標期間見込評価においてAと評価しているところ、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用及び預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しに関する周知・広報について、次期に向けて、これまでの実績を踏まえた更なる改善を図るな			

金者に対して、引き続き、住所調査を行うこと。 ・毎事業年度、預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進すること。 ・広報に当たっては、実態調査等により費用対効果等を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。 【重要度：高】民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から2月以内になお払戻しのない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。 【指標】 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す	各事業年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行うこととする。 さらに、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するため、原則、前事業年度挨拶状を発送し届かなかった預金者を対象に、住所調査を行うこととする。 これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を、毎事業年度12回以上ホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。広報に当たっては、費用対効果等を検証するため、各施策実施後に実態調査等を行うこととする。 郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 以上のほか、周知・広報施策については、その効果的かつ効率的な実施に資するため、各事業年度、	郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施したか。 ● 広報に当たっては、実態調査等により費用対効果等を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めたか。 ● 転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するため、前事業年度挨拶状を発送し届かなかった預金者を対象に、住所調査を行い、現住所が判明した場合には挨拶状を改めて実施したか。 ● 預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送するよう取り組んだか。 ● 挨拶状を発送した預金者への実態調査について、毎事業年度1万名以上に対して行ったか。また、前年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上で行ったか。 ● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上公表したか。また、新聞広告等の	<table><tr><td>割合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度</td></tr><tr><td>最終注意喚起レター発送数</td><td>－</td><td>1.7万件</td><td>1.3万件</td><td>1.1万件</td><td></td></tr></table> その他、挨拶状の内容等についても、以下のとおり、継続的に見直しに取り組んだ。 - 令和4年度には、開封してもらいやすいとされる圧着型の形状のものとするとともに、記載内容について、満期後20年2か月経つと払戻しができなくなることや貯金証書・通帳がない場合でも払戻し手続き可能であることを、赤字で強調したものに改めた。 - 令和5年度には、記載内容について、必ず中面を確認してほしいことを赤字で強調したものに改めた。 - 令和6年度には、デザインについて、「見やすい・分かりやすい・間違えない」ユニバーサルデザインに改めた。 - 令和7年度は、令和6年度と同様の対応を行った。 (2) 預金者の実態(アンケート)調査 挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査については、郵便貯金を払い戻した預金者及び払い戻していない預金者に対し実施した(年度計画値(1万名以上)のサンプル数を確保しつつ、過大とならないよう配慮した)。さらに、調査の効率化等の観点から、郵送による回答のほか、webを通じた回答も可能とした。また、上記アンケート調査のほか、預金者データから預金者の年齢、金額等の分析等を通じ、預金者の実態を把握し、挨拶状の形状や内容の検討、権利消滅制度の周知方法等、周知・広報施策の実施に当たっての参考資料等として活用した。 <table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度</td></tr><tr><td>発送数</td><td>20,000 通</td><td>21,000 通</td><td>19,600 通</td><td>19,500 通</td><td></td></tr><tr><td>web 回答率</td><td>27%</td><td>25%</td><td>29%</td><td>32%</td><td></td></tr></table> (3) 住所調査の実施 中期計画期間中、転居等で届かなかった預金者へ下表のとおり、住所調査を実施し、新住所判明の預金者に挨拶状を発送した。 <table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度</td></tr><tr><td>調査対象者数</td><td>1.4万人</td><td>1.1万人</td><td>0.8万人</td><td>0.4万人</td><td></td></tr><tr><td>挨拶状発送数</td><td>0.8万件</td><td>0.4万件</td><td>0.3万件</td><td>0.1万件</td><td></td></tr></table>	割合												年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	最終注意喚起レター発送数	－	1.7万件	1.3万件	1.1万件		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	発送数	20,000 通	21,000 通	19,600 通	19,500 通		web 回答率	27%	25%	29%	32%		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	調査対象者数	1.4万人	1.1万人	0.8万人	0.4万人		挨拶状発送数	0.8万件	0.4万件	0.3万件	0.1万件		を迎える預金者への「最終注意喚起レター」を累計4.1万件送付した。 個別周知の効果については、満期後の期間が経過する中で、挨拶状の到着割合は住所調査結果の反映により約9割を保っており、挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査においても、当該挨拶状により早期払戻しの必要性等を認識したとする方の割合が約7割に及んでいることを踏まえ、その実効性が確保されていると判断した。 また、令和7年度に送付した、満期後8～19年目の郵便貯金の預金者について、発送日から2か月後の払戻率を計測し、分析したところ、挨拶状発送済みの預金者の払戻率が発送前の預金者の約3.5倍となり、挨拶状を発送することによる払戻しに与える効果が認められた。 ○ 早期払戻し促進のための周知広報活動 郵便貯金の早期払戻しの周知広報活動については、第3期中期目標期間より行っている新聞広告等の取組を引き続き実施するとともに、施策を拡充した。 加えて、総務省、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設等の協力を	ど、引き続き、より効果的な周知・広報を実施する必要がある。 ＜その他事項＞ －
	割合																																																																
	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																																																											
	最終注意喚起レター発送数	－	1.7万件	1.3万件	1.1万件																																																												
	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																																																											
	発送数	20,000 通	21,000 通	19,600 通	19,500 通																																																												
	web 回答率	27%	25%	29%	32%																																																												
	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																																																											
	調査対象者数	1.4万人	1.1万人	0.8万人	0.4万人																																																												
挨拶状発送数	0.8万件	0.4万件	0.3万件	0.1万件																																																													

挨拶状を、中期目標期間中に 30 万件以上発送する。 引き続き上記のアウトプット指標の目標達成に取り組むほか、周知・広報施策の実施に当たっては、以下に掲げる指標に着目し、施策の効果検証を行う。 ・挨拶状発送対象の預金者の払戻率（挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合） ・機構の実施した広報施策の認知率（実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合） ・機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合（実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。） ・機構のホームページへのアクセス件数	以下に掲げる指標に着目しつつ、必要に応じ、他の実態調査結果等も活用するなどにより、その効果検証を行い、次年度以降の施策継続の必要性や施策内容の見直し、新たな施策の実施等を検討する。 なお、周知・広報施策について、その効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水準の設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めた上で、これを実施していくこととする。 （指標） ① 挨拶状発送対象の預金者の払戻率（挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合） ② 機構の実施した広報施策の認知率（実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合） ③ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合（実態調査におい	広報施策を実施したか。 ● 幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ● 効果的かつ効率的に実施するため、中期計画で掲げた指標に着目しつつ、他の実態調査結果等も活用するなどして、効果検証を行い、次年度以降の施策継続の必要性や新規施策の実施等を検討したか。	（4）個別周知施策の効果検証 個別周知施策については、その調達を、原則、一般競争入札により行い、契約価格の低廉化に努めるとともに、以下に掲げる指標等に着目しつつ効果検証を行い、次年度の施策に活用するなど、引き続き効率的かつ効果的な実施に努めた。 ① 挨拶状発送対象の預金者の払戻率（挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合） <table border="1" data-bbox="952 564 1828 705"> <tr> <th>年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> <tr> <td>払戻率の比較</td><td>7.2 倍</td><td>4.0 倍</td><td>3.9 倍</td><td>3.5 倍</td><td></td></tr> </table> ② 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 住所調査により判明した新住所を、発送が2回目以降となる挨拶状に反映することなどにより、発送した挨拶状が預金者に到達した割合は以下のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="952 928 1828 1068"> <tr> <th>年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> <tr> <td>払戻率の比較</td><td>91.1%</td><td>91.2%</td><td>88.2%</td><td>92.6%</td><td></td></tr> </table> ③ その他（令和7年度預金者の実態（アンケート）調査の結果） 調査結果によると、権利消滅制度の認知や郵便貯金の払戻しのきっかけとして挨拶状を挙げている者が多くなっている。 ・郵便貯金が満期後20年2か月経過すると権利消滅することを知り得たきっかけとして挨拶状と回答した預金者が72.0% ・挨拶状を受け取り、「払戻しを行った。手続中」が16.0%、「近日常に行う予定」が34.1%（計50.1%） 3 郵便貯金の残存状況の公表 毎事業年度、委託先である（株）ゆうちょ銀行から報告を受け、対象月の翌月中旬頃に満期を経過した郵便貯金について元（満期前）の郵便貯金の種類別の残存状況等を機構のホームページに掲載して公表するとともに、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけた。 4 新聞広告等の広報施策、施設や広報媒体を通じた幅広い広報の推進 （1）機構独自施策 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、より効果的な周知・広報を実施するという観点から、以下の広報施策について、第4期においても引き続き実施するとともに、その拡充を図った。	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	払戻率の比較	7.2 倍	4.0 倍	3.9 倍	3.5 倍		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	払戻率の比較	91.1%	91.2%	88.2%	92.6%		得て周知を図るとともに、総務省と連携して政府広報の実施等、外部費用を抑えた広報を行った。 さらに、障害者の方々に配慮した視覚障害者向け広報なども行った。 一方、広報施策については、その実施後、（株）ゆうちょ銀行コールセンターへの照会状況等を把握するとともに、主な施策についてはWebアンケート調査（広報調査）を行い、結果を分析、要した費用及び行動率等についても検証、その後の施策立案に活用した。 広報施策の契約については、原則、一般競争入札で契約しており、契約価格の低廉化に努める一方、広報実施施策については、各施策に要した費用、上記の広報調査の行動率等の数値も踏まえつつ、効果的かつ効果的な施策の実施に努めてきたところである。 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況は、毎事業年度、毎月ホームページで公表した。 これらにより、郵便貯金管理業務における周知・広報は目標を上回る成果を得たものと評価した。 <課題と対応>	
年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																								
払戻率の比較	7.2 倍	4.0 倍	3.9 倍	3.5 倍																									
年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																								
払戻率の比較	91.1%	91.2%	88.2%	92.6%																									

・委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ・発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ・機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用（施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値） なお、施策の効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水準の設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めること。 〔指標設定の考え方〕 ・権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知する。 ・第3期中期目標期間において、挨拶状の効果が一定程度認められたことから、第4期中期目標期間においても、毎事業年度、満期後5年目及び満期後15年目の預金者に対して挨 て、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。） ④ 機構のホームページへのアクセス件数 ⑤ 委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ⑥ 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ⑦ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用（施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値）	また、テレビ放送を全国化すると共にBS放送テレビCM、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告など新たな施策にも積極的に取り組んだ。 なお、広報施策の実施に当たっては、委託先等と情報を共有し、郵便局窓口等での説明や手続、ゆうちょコールセンターでの問合せ対応などに遺漏のないよう準備を徹底した。 ① 新聞広告の実施 全都道府県において、読者に着目していただけるように通帳等の画像を用いた広告原稿を作成し、新聞広告を実施した。 ・令和4年度：76紙 ・令和5年度：76紙 ・令和6年度：76紙 ・令和7年度：76紙 ② 周知用ポスターの郵便局・(株)ゆうちょ銀行店舗への掲示 全都道府県のポスター掲示が可能な郵便局及び簡易郵便局に掲示した。 また、(株)ゆうちょ銀行の全店舗(233店)に掲示した。 デザイン・内容については、適宜更新し、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しを踏まえ権利消滅の扱いとなった後も払戻請求ができる旨を追記するなどの見直しを行った。 ・令和4年度：郵便局22,039局 ・令和5年度：郵便局22,060局 ・令和6年度：郵便局21,966局 ・令和7年度：郵便局21,950局 ③ 周知用チラシの郵便局・(株)ゆうちょ銀行店舗への備置 全都道府県のチラシ備置が可能な郵便局及び簡易郵便局に備え置いた。 また、(株)ゆうちょ銀行の全店舗(233店舗)に備え置いた。 デザイン・内容については、毎年度、お客さまのご意見等を反映し、払戻し方法を分かりやすくフローで記載するなどの見直しを行った。 ・令和4年度：郵便局22,328局 ・令和5年度：郵便局22,285局 ・令和6年度：郵便局22,175局 ・令和7年度：郵便局22,147局 ④ 雑誌広告 週刊誌及び月刊誌に広告を掲載した。掲載雑誌数の拡大や掲載雑誌の見直しを行った。 ・令和4年度：6誌 ・令和5年度：6誌
--	--

拶状を発送するとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行う。 ※第４期中期目標期間における満期後５年目の預金者に対する挨拶状の想定発送件数：約 6.5 万件 ※第４期中期目標期間における満期後 15 年目の預金者に対する挨拶状の想定発送件数：約 24 万件 ・各種周知・広報施策について、預金者データや実態調査の結果から効果を測定・分析し、施策の継続実施の必要性や施策内容の見直し、新たな施策の実施等を検討することで、より効果的かつ効率的に周知・広報を実施するよう努める。			- 令和６年度：５誌 - 令和７年度：５誌 ⑤ ラジオＣＭ 40 秒のラジオＣＭを毎年度、放送地域を見直しながら、ＡＭ・ＦＭ放送局で各年度合計約 100 回放送した。 - 令和４年度：関東広域圏・関西広域圏　７放送局 ⑥ 地上波テレビＣＭ 15 秒のテレビＣＭを毎年度、放送局を見直しながら放送した。 - 令和４年度：中京広域圏で放送 - 令和５年度：全都道府県で放送 - 令和６年度：全都道府県で放送 - 令和７年度：全都道府県で放送 ⑦ ＢＳ放送テレビＣＭ 60 秒のテレビＣＭを放送局を見直しながら放送した。 - 令和６年度：独立系放送局１局で放送 - 令和７年度：キー局系放送局１局・独立系放送局１局で放送 ⑧ テレビＣＭ配信 15 秒のテレビＣＭを配信サービスを活用して配信した。 - 令和７年度：ＴＶｅｒにて配信 ⑨ インターネット広告の実施 ニュースサイト及びニュースアプリでバナー広告を実施した。 - 令和４年度：朝日新聞デジタル・SmartNews - 令和５年度：毎日新聞デジタル及び産経ニュース・SmartNews - 令和６年度：読売新聞オンライン・Yahoo!ニュースアプリ - 令和７年度：朝日新聞デジタル・Yahoo!ニュースアプリ ⑩ 動画共有プラットフォームを活用した情報発信 動画共有プラットフォームの YouTube の機構のチャンネルを維持し、動画投稿を実施した。 - 令和４年度：15 秒ＣＭ動画の説明文を更新・ラジオＣＭ動画を投稿 - 令和５年度：15 秒ＣＭ動画の説明文を更新 - 令和６年度：15 秒ＣＭ動画及び 60 秒ＣＭ動画を投稿 - 令和７年度：15 秒ＣＭ動画及び 60 秒ＣＭ動画の説明文を更新 ⑪ ゆうちょ銀行ＡＴＭデジタル掲示板広告 ゆうちょ銀行のＡＴＭ上部に設置されたデジタル掲示板で広告を実施した。 - 令和５年度：１～３月		
--	--	--	---	--	--

				・ 令和6年度：1～3月 ・ 令和7年度：1～3月 ⑫ 名刺の活用（全期間） 貯金部職員等の名刺裏面に郵便貯金の権利消滅に関するお知らせを印刷した。 ⑬ 機構の封筒の活用（全期間） 機構の事務封筒に郵便貯金と簡易生命保険に関するお知らせを個別に掲載し、郵便貯金の早期払戻しを促す内容が明確に伝わるようにした。 （2）関係省庁、団体等連携施策 機構の独自施策のほか、総務省、消費者庁、日本郵政グループ、郵政関連団体、消費者団体、老人福祉施設、独立行政法人等に協力を要請し、連携して周知・広報を実施した。 また、政府広報のテーマ募集への応募を総務省に依頼し、広報機会を得るなど施策実施に取り組んだ。 具体的には、以下のとおりである。 ① 政府広報 ・ 政府広報ラジオで権利消滅制度のお知らせを放送（令和5年度） ・ インターネット広告（SmartNews）（令和5年度） ② 総務省 ・ 合同庁舎2号館のオートスライドに周知用ポスター画像を掲載（令和4年度～令和5年度） ・ 合同庁舎2号館の周知スペース等に周知用ポスターを掲示（令和4年度～令和7年度） ・ 広報誌「総務省」に記事・お知らせを掲載（令和4年度～令和7年度） ・ 地方行政評価局の行政相談員全体会議で資料配布（令和4年度～令和7年度） ・ 地方行政評価局の行政相談員ブロック会議において資料配布等（令和4年度～令和7年度） ・ 山口新聞「やまぐち行政相談 Q&A」に記事掲載（令和6年度） ③ 消費者庁 ・ 消費者行政ブロック会議で資料配布（令和4年度～令和7年度） ・ 消費生活センター所長会議で資料配布（令和4年度～令和7年度） ・ 消費者行政担当課長会議で資料配布（令和4年度～令和7年度） ④ 日本郵政グループの施設及び関連団体 ・ ゆうちょ財団のセミナー等で周知用チラシを配布（令和4年度～令和7年度） ・ ゆうちょ財団のホームページに機構ホームページへのリンクバ		
--	--	--	--	---	--	--

				ナー設置（令和４年度～令和７年度） ・ 郵政博物館に周知用チラシを備置（令和４年度～令和７年度） ・ 有馬切手文化博物館に周知用チラシを備置（令和４年度～令和７年度） ・ かんぽの宿に周知用チラシを備置、周知用ポスターを掲示（令和４年度） ・ ゆうぼうと世田谷レクセンターに周知用チラシを備置、周知用ポスターを掲示（令和４年度～令和７年度） ・ 逋信病院に周知用チラシを備置、周知用ポスターを掲示（令和４年度～令和７年度） ・ 簡易保険加入者協会の機関誌への広告掲載（令和６年度～令和７年度） ・ 簡易保険加入者協会に周知用チラシを備置、周知用ポスターを掲示（令和令和７年度） ・ 公益社団法人通信文化協会が発行する「通信文化」に広告掲載（令和６年度～令和７年度） ⑤ 全国女性団体連絡協議会（旧：全国地域婦人団体連絡協議会）機関誌（直近約 30 万部）に広告を掲載（令和４年度～令和７年度） ⑥ 日本点字図書館 視覚障害者向け雑誌（直近約 5,000 枚）※¹及び会員向けサイト（利用者約 8 万人）※²に音声広告を掲載（令和４年度～令和６年度） ※¹ 視覚障害者向け雑誌：日本点字図書館が作成している視覚障害者向け録音ＣＤ「にってんデイジーマガジン」 ※² 会員向けサイト：「サビエ図書館」（全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワーク「サビエ」のサービスのひとつで、インターネットを経由して点字・録音図書の配信 ⑦ 老人福祉施設等 ・ 全国有料老人ホーム協会 協会の消費者相談ブースに周知用ポスターを掲示（令和４年度～令和７年度） 個人会員（直近約 7,400 人）へ周知用チラシを送付（令和４年度～令和７年度） 協会ホームページで周知（令和４年度～令和７年度） 会員メールマガジンで周知（令和４年度） ・ 全国老人保健施設協会 会員メールマガジン及び同協会ホームページで周知（令和４年度～令和７年度） 会員施設（直近約 3,700 か所）内に周知用ポスターを掲示（令和４年度～令和７年度） ・ 全国老人福祉施設協議会 会員メールマガジンで周知（令和４年度～令和７年度） 周知用ポスターを会員施設（直近約 11,000 か所）内に掲示（令和４度～令和７年度） ・ サービス付き高齢者向け住宅協会		
--	--	--	--	---	--	--

				会員メールマガジンで周知（令和５年度） 協会ホームページで周知（令和５年度） ・ 全国消費生活相談員協会 メールマガジンでの周知、会員あてチラシ送付（令和４年度） ・ 主婦連合会 施設内ポスター掲示、チラシ周知、機関紙への記事掲載（令和４年度） ⑧ 日本郵便（株） ・ 令和３年３月に締結した覚書に基づき、権利消滅金の発生抑止のための協力施策について進捗状況を確認した。（令和４年度～令和８年度） ・ 日本郵便ホームページに機構ホームページにリンクするバナーを掲載（令和４年４月～令和９年３月末の予定） ・ 権利消滅制度及び早期受取りについて、郵便局会議や各種研修で周知（令和４年度～令和７年度） ・ 日本郵便（株）が作成する郵便局での義務的掲示物のポスターに権利消滅制度について記載（令和４年度～令和７年度） ⑨ （株）ゆうちょ銀行 ・ ＡＴＭデジタル掲示板に広告掲載（令和４年度） ⑩ 市区町村 徳島県徳島市の内町地区公民館にチラシ備置（令和４年度） 長野県上伊那地区の地域情報誌に記事掲載（令和４年度） 徳島県藍住町消費生活センターにチラシ備置（令和４年度） ５ 広報調査の実施等 主な広報施策については、施策を実施した後、郵便貯金保有者等を対象とした Web アンケート調査や郵便局等へのアンケートやヒアリングにより、施策の効果検証を行った上で、認知度及び理解度、行動率（各施策で「貯金を受け取りに行った」等の何らかの行動をした者の割合）が高い広報施策について継続的に実施した。令和７年度に実施した Web アンケート調査によれば、調査対象施策について、平均で、回答者の約 20％が広告を見て「貯金を受け取りに行った」等何らかの行動を起こしており、また、機構ホームページへのアクセス件数やゆうちょコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数は一般広報施策実施月の方が非実施月よりも多い傾向にあり、一定の効果があったことが確認された。 その他、同調査において、調査によって回答率は異なるが、おおむねどの調査においても、権利消滅制度の認知経路として、「地上波テレビＣＭ」「ポスター」、「チラシ」、「新聞広告」と回答した者の割合が相対的に高いことから、各施策が認知に寄与していることが確認された。 ６ 費用対効果 広報施策の契約については、原則、一般競争入札で契約しており、契約		
--	--	--	--	--	--	--

				価格の低廉化に努めた。 広報実施施策については、各施策に要した費用、上記４の広報調査における行動率等の数値も踏まえつつ、効率的かつ効果的な施策の実施に努めた。		
--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（情報の公表）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第17条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	H P掲載内容 の検証	毎事業年度 1回以上		8回	10回	4回	4回			予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	1,040	1,101	1,093	1,155	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	20	19	14	13	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表	① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取	＜主な定量指標＞ ・ ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等、並びにコンプライアンスの	1 機構の取組内容等に関する情報の公表 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報については、中期目標期間中の各年度とも総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表を行った。 各年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組（省令第17条の規定に基づく経営情報を除く）については、各事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 各事業年度財務諸表は、通則法第38条第3項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 機構の概要を紹介したパンフレットについては、各年度作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期	＜自己評価＞ 【B】 機構の取組内容等に関する情報の公表は、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表した。当該情報の多くは、各年度の事業報告書若しくは省令第17条に基づく経営情報によって、総務大臣による財務諸表の承認後ホームページ等において公表した。 また、機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標についても総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内にホームページ等で公表した。 総務省の評価ツールを用いて、高齢者や障害者を含めた幅広いユーザーにとってわかりやすく充実した内容となっているかどうかの視点で掲載内容の検証を行い、利便	評価	B
						＜評価に至った理由＞ 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を、毎事業年度、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表している。 ホームページを積極的に活用した情報提供を行うとともに、ホームページの掲載内容の検証については、毎事業年度1回以上実施している。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞	

	すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。	推進その他の機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。	計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報に加え、機構による入札の結果についても、ホームページで公表した。 2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第17条に基づく経営情報） 機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標（省令第17条に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後2か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 郵便貯金管理業務に係るホームページ掲載内容の改善等 毎事業年度において、毎月、機構ホームページのアクセス状況調査により取得した同ホームページ内のコンテンツへのアクセス順位等を分析し、掲載内容の検証及び見直しを行い、閲覧者の利便性が向上するよう変更を実施した。また、郵便貯金管理業務に関連する手続改正があった場合、これを利用者にわかりやすく周知するため、関連説明を追加する等行っている。これまでの主な改善内容は次のとおりである。 ・令和4年度 郵便貯金の権利消滅等に関するQ&Aについて、令和2・3年度の権利消滅額が大きくなっている理由に関するQ&Aの追加や権利消滅取消基準の掲載など記載を充実等 ・令和5年度 郵便貯金の権利消滅等について、令和6年1月からの払戻しの請求に応じる基準の見直しに伴い、郵便貯金の権利消滅等に関するQ&Aの修正、郵便貯金権利消滅判断基準の掲載及び権利消滅の扱いとなった後の払戻請求時に交付する「ご記入にあたっての注意点」や払戻請求書の事情詳細欄の記入例等を掲載等 ・令和6年度 バナー広告から遷移する郵便貯金の権利消滅制度を周知するランディングページの文言を修正等 ・令和7年度 ホームページ内の画面遷移を一部変更等 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 高齢者や障害者を含めた誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするため、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、機構ホームページのアクセシビリティの見直しを行った。 令和7年度においては、日々のホームページ更新作業の中で、	性向上を図る見直しを行った。 さらに、分析ツールを活用して、閲覧者の属性、関心及び行動等をやや細かく分析をすることで、そのニーズを把握し、必要な改善を行うことで、閲覧者の利便性向上を図るための取組を行った。 以上のことから、計画を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	— ＜その他事項＞ —
--	--	---	--	--	--	----------------------------------

				リンク切れを起こしているページがあり、修正を行った。 5 ウェブサイトのアクセシビリティの検証 総務省のガイドライン（「みんなの公共サイト運用ガイドライン」）に基づき機構ホームページのアクセシビリティの検証を毎年度1回以上実施した。その結果、音声読み上げソフトウェアで読み込みできない部分があると評価されたため、コードを修正し読み込みができるように改善した。 また、令和7年度においては、日々のホームページ更新作業の中で、リンク切れを起こしているページがあったので、修正を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	簡易生命保険管理業務			
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	44,212	36,318	42,560	36,051	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	36	35	35	35	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ● 簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、(1) 委託先及び再委託先の監督、(2) 資産の確実かつ安定的な運用、(3) 周知・広報及び(4) 情報の公表の項目を実施したか。	(1) 委託先及び再委託先の監督【B】 (2) 資産の確実かつ安定的な運用【B】 (3) 周知・広報【B】 (4) 情報の公表【B】	＜評定と根拠＞ 【B】 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。 なお、経常費用 36,051 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「2－1 業務経費等の合理化・効率化」において評価している。 ※ 削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的には、簡易生命保険の早期払戻し促進のためのポスター・チラシ広告に係る費用等が該当する。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B 各項目「B」であり、簡易生命保険管理業務については、中期目標における所期の目標を達成したものと認められる。 なお、経常費用については、削減対象外となっているものを除き、「業務経費等の合理化・効率化」において評価している。

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条、第16条、第18条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
監督方針に基づき委託先等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に1回以上		半期に1回（2回実施）	半期に1回（2回実施）	半期に1回（2回実施）	半期に1回（2回実施）		予算額（千円）					
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度1回以上		2回実施	2回実施	2回実施	2回実施		決算額（千円）					
簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中1回以上		7エリアで実施 東京エリア 関東エリア 南関東エリア 東海エリア 信越エリア 四国エリア 沖縄エリア	7エリアで実施 北海道エリア 東北エリア 北陸エリア 東京エリア 中国エリア 四国エリア 九州エリア	6エリアで実施 信越エリア 関東エリア 南関東エリア 東海エリア 近畿エリア 沖縄エリア	5エリアで実施 北海道エリア 東北エリア 北陸エリア 中国エリア 九州エリア		経常費用（千円）	39,820	29.395	36,380	29,342	
委託先に設置されている査定審査会の審査状況等の確認	年1回以上		1回実施	2回実施	2回実施	2回実施		経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	11	12	12	12	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																	
				業務実績						自己評価		(見込評価)																																															
	委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。 ・保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、保険金等支払管理態勢の整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を	委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において、業務の質の維	＜主な定量指標＞ ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等や機構の保有する契約の解約状況等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先に設置されている査定審査会について、個別案件の審査状況等の確認を年1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●委託した簡易生命保険管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求めたか。また、再委託された簡易生命保険管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険代理業務と同等以上の質の確保を求	簡易生命保険契約の年度ごとの保有契約の減少額及び年度末の保有契約残高は以下のとおりとなった。 (単位：億円) <table><tr><td></td><td></td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度(見込み)</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>減少額</td><td>20,821</td><td>17,512</td><td>14,932</td><td>11,955</td><td>10,348</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>196,198</td><td>178,686</td><td>163,754</td><td>151,799</td><td>141,451</td></tr><tr><td rowspan="2">保険</td><td>減少額</td><td>20,489</td><td>17,248</td><td>14,711</td><td>11,781</td><td>10,234</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>192,125</td><td>174,877</td><td>160,166</td><td>148,385</td><td>138,151</td></tr><tr><td rowspan="2">年金</td><td>減少額</td><td>332</td><td>264</td><td>221</td><td>174</td><td>114</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>4,073</td><td>3,809</td><td>3,588</td><td>3,414</td><td>3,300</td></tr></table>								4年度	5年度	6年度	7年度	8年度(見込み)	合計	減少額	20,821	17,512	14,932	11,955	10,348	年度末残高	196,198	178,686	163,754	151,799	141,451	保険	減少額	20,489	17,248	14,711	11,781	10,234	年度末残高	192,125	174,877	160,166	148,385	138,151	年金	減少額	332	264	221	174	114	年度末残高	4,073	3,809	3,588	3,414	3,300	＜評定と根拠＞ 【B】 各年度に定めた監督方針において重点確認項目を設定しており、定期及び随時に委託先からの報告内容を確認した。請求のあった保険金等の支払等に係る状況等について、委託先からの報告、実地監査等により確認等を行ったほか、これらの状況検証についても半期に1回行った。また、委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査状況等の確認を年1回以上行った。 実地監査については、事業年度ごとに監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査した。監査項目を各年度2回見直し、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行った。発見された不適切な事例は、その原因等を分析し、必要に応じて委託先等に改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行った。令和7年度までに全国13エリアすべてに監査を実施し、中期目標期間中に委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を実施した。 過年度に委託先において発覚した不適正募集問題については、機構契約者の不利益の解消がほぼ最終段階となっていることを確認し、改善措置の定着状況を確認した。 郵便局において非公開金融情		評定	B
						4年度	5年度	6年度	7年度	8年度(見込み)																																																	
				合計	減少額	20,821	17,512	14,932	11,955	10,348																																																	
					年度末残高	196,198	178,686	163,754	151,799	141,451																																																	
				保険	減少額	20,489	17,248	14,711	11,781	10,234																																																	
					年度末残高	192,125	174,877	160,166	148,385	138,151																																																	
				年金	減少額	332	264	221	174	114																																																	
					年度末残高	4,073	3,809	3,588	3,414	3,300																																																	
				＜評定に至った理由＞ 毎事業年度監督方針を策定し、重点確認項目及び項目ごとのスケジュール、監査の方針等を定めている。 監督方針を踏まえ、毎事業年度監査計画を策定し、それに基づいた実地監査等を実施している。 委託先等における保険金等の支払等に係る状況の検証については、毎事業年度半期に1回以上行っている。 委託先等からの報告や実地監査等において、不適切な事例等を発見した場合は、委託先等に対して改善を求め、その改善状況については、その後の実地監査において確認している。 監査項目の見直しについては、毎事業年度2回以上実施している。 実地監査については、令和4年度から令和7年度までの間に、延べ25エリア・93 か所で実施し、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うとの中期目標を達成している。 委託先等の内部監査結果等を参考にして監査対象拠点を選定するなどにより、効果的かつ効率的な実地監査の実施に努めている。																																																							
				上記の取組により、委託した業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求めている。 よって、中期目標における所期の目																																																							

	把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。 ・委託先に対しては、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先に対しては、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先において発覚した保険の不適正募集問題を踏まえ、機構の契約者が不利益を被るような契約乗換事案が発生することのないよう、機構の保有する契約の解約状況や、契約の維持管理に係る取組の実施状況等	持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の2(1)において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するとともに、令和元年に大規模な保険の	めたか。 ● 委託先及び再委託先に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。また、監督方針の策定に当たっては、機構の保有する保険契約の解約状況や委託先及び再委託先における契約の維持管理に係る取組の実施状況等について留意したか。 ● 保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行ったか。 ● 委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等や機構の保有する契約の解約状況等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。 ● 委託先に設置されている査定審査会について、個別案件の審査状況等の確認を年1回以上行ったか。 ● 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行ったか。 ・ 部内犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策	委託先等(再々委託先を含む。)の管理者及び社員による犯罪の防止、苦情申告対応、契約維持管理(契約の解約状況に関する確認を含む。)、その他業務品質の確保に係る事項、会計処理・資産運用に関する業務の適切性、査定審査会の活動状況を重点確認項目とする簡易生命保険管理業務監査計画を毎事業年度策定した。 また、監査項目については監査結果等を踏まえ、毎事業年度2回見直しを行った。各事業年度における具体的な見直し内容は次のとおりである。	令和4年度(2回実施) ア 年度当初の見直し 4月の委託先等の組織再編にあわせて実施された営業拠点の集約や顧客担当制の導入による契約維持活動への影響や課題への対応状況を確認する項目を追加。また、査定審査会の活動状況について確認する項目を追加。 イ 年度途中の見直し 組織再編に伴い新設された拠点「かんぽサービス部」の運営・管理の状況について確認する項目を追加。また、年度中に発生した事務事故(個人情報漏えいの報告遅れ)の再発防止について確認する項目を追加。	令和5年度(2回実施) ア 年度当初の見直し ご家族登録制度、指定代理請求制度、振込先口座登録に対する取組の評価等を確認する項目を追加。 イ 年度途中の見直し 疑わしい取引に係る制度改正内容の認知状況等について確認する項目を追加。	令和6年度(2回実施) ア 年度当初の見直し 委託先が一元的に実施していた郵便局に対する業務支援・指導を再委託先が主体的に実施する態勢となったことを踏まえ、郵便局への業務指導に関する役割分担の見直しに伴う業務支援・指導態勢に対する評価等を確認する項目を追加。 イ 年度途中の見直し 保険契約に関する各種ご案内が不着となり、その後の照会等によっても住所が判明しなかった契約など未請求となっている保険金等の解消に向けた取組を確認する項目を追加。	令和7年度(2回実施) ア 年度当初の見直し 郵便局において来局誘致が禁止されていることに伴う課題認識や対応等を確認する項目を追加。 イ 年度途中の見直し 郵便局における非公開金融情報の不適切な利用の再発防止策として実施された法令遵守の徹底に向けた研修の内容、委託先における再委託先の支援強化の取組状況等を確認する項目を追加。	報の不適切な利用が認められたことから、態勢整備報告において再発防止策の取組状況等を確認したほか、監査において、郵便局からの来局案内が停止されていることに伴う課題認識や対応状況等を確認した。 監査業務に当たっては、外部の専門家等を通じ最新の監査手法の把握に努めるとともに、実地監査のほかオンライン会議システムを活用したリモート監査を実施する、監査対象拠点の選定に委託先から入手した情報等も活用するなどにより、経費面を考慮しながら効果的かつ効率的な実施に努めた。 これらにより、機構は委託先等の監督を適切に行い、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を確保できたものと評価した。	標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 引き続き、委託・再委託した簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保が必要である。 ＜その他事項＞ —
--	---	---	--	--	---	--	---	--	--	---

の契約維持管理態勢についてモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。 ・契約者に対し、適正な紛争解決手段を提供するという観点から、委託先に設置されている査定審査会について、その運用状況を定期的にモニタリングすること。 【指標】 ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適	不適正募集問題が発覚したことを受けて、今後、類似の事案が再発し、契約者等が不利益を被ることのないよう、機構の保有する保険契約の解約状況や委託先及び再委託先における契約の維持管理に係る取組の実施状況等について留意するものとする。 なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。 ② 確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況、機構の保有する契約の解約状況等について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。また、機構の契約者に対し、適	を講じるなどの改善を求めたか。 ● 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行ったか。 ・委託先等の監督に当たって、委託先等の重大事案の状況を踏まえて実施したか。 ● 中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行うよう取り組んだか。 ● 外部の専門家等を通じて、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施するとともに、監査項目や監査対象拠点の選定に当たり、委託先及び再委託先の内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに効果的かつ効率的な実施に努めたか。	(2) 書面監査（報告を受けての確認、ヒアリング） 上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、犯罪発覚、大規模な顧客情報漏えい等の重要な案件については随時、その他の案件については月ごと、四半期ごと又は半期ごとに確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行った。 不適切な事例については発生原因等を分析し、その結果も活用して監査を行った。 また、委託先に対し事業年度ごとに監査結果を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、その後に実施する監査において改善状況の確認を行った。 (3) 委託先等における保険金等の支払等に係る状況の検証等 委託先等における顧客情報管理、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を、年2回報告される態勢整備状況において実施した。 (4) 実地監査 全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、全国で実地監査を行った。 監査対象の選定に当たっては、エリアの重複、監査実績等を考慮するとともに、委託先から入手した情報等も活用した。 (実地監査対象エリア、拠点数) 令和4年度：7エリア、30か所（委託先等の本社を除く。） 令和5年度：7エリア、22か所（委託先等の本社を除く。） 令和6年度：6エリア、24か所（委託先等の本社を除く。） 令和7年度：5エリア、17か所（委託先等の本社を除く。） 上記のとおり、全国13エリアすべてに監査を実施し、中期目標期間中に委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を実施した。 実施に当たっては、実地監査における検証の有効性、リモート監査における効率性等を考慮し、実地監査のほか一部でオンライン会議システムを活用したリモート監査を実施した。また、一部の実地監査においてはリモート監査を併用して実施した。 また、監査業務の実効性を高める観点から、監査業務の支援を委託している監査法人等から助言を受けたり、外部の専門家による研修を受講したりするなどにより、最新の監査手法の動向の把握に努めた。 (5) 重点確認項目 ア 保険金等支払の管理 保険金等支払の状況については、委託先に対し「過誤払い、保険金等の請求案内漏れ、支払漏れの防止及び口座振込による支払促進に向けた態勢の整備・充実」を求めるとともに、「入院保険金、死亡保険金等、査定を伴う保険金等の支払について処理日数が5日以内」となるよう求めた。令和4年度においては新型コロナウイルス感染症拡大による請求増加に伴い、基準値である5日を年度としては超過した。		
---	---	--	--	--	--

	切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。	正な紛争解決手段を提供し、実態上、委託先の契約者と差が生じないようにする観点から、委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査手続に要する期間等の個別案件の審査状況等の確認を年1回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。 監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。 また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間	しかし、委託先において、サービスセンターにおける人員配置の見直しによる処理能力向上や郵便局窓口等における即時振込を開始する等の改善策を実施し、処理日数は短縮されたことを確認した。												
			(単位：日)												
			<table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>平均処理日数</td><td>5.5</td><td>3.6</td><td>2.6</td><td>1.4</td></tr></table>	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	平均処理日数	5.5	3.6	2.6	1.4		
	年度	4年度	5年度	6年度	7年度										
	平均処理日数	5.5	3.6	2.6	1.4										
			イ 顧客情報の管理												
			顧客情報の漏えい事案等への対応については、顧客情報漏えい等のうち重要案件（規模及び利用者の影響が大きいなど）については随時、委託先に報告を求めることとしており、その他の案件については原則として月ごとに概要等の報告を求めた。また、半期ごとに顧客情報管理態勢について報告を受けた。 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」への対応については、当該事務対応ガイドの的確な履行を監督方針に定め、その対応状況を監査項目として設定した。監査等で当該事務対応ガイドに沿った事務処理等が行われていることを確認した。 委託先等における個人情報の取り扱い状況については、監査等で確認し、発見された不適切な事例については、委託先等に対し指導等による改善を求めた。 令和6年度、郵便局において非公開金融情報の不適切な利用が認められたことから、令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等の確認を行ったところであり、引き続き委託先等による再発防止策の実効性確保に係る取組状況等について把握、確認を行う。												
			ウ 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止												
			不祥事故等については重大なものについては即時に、それ以外については毎月報告を受けた。重大なものについては報告書の受領と必要に応じてヒアリング等を実施し、経過報告、再発防止を求めた。												
			(単位：件)												
		<table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>犯罪発覚件数</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	犯罪発覚件数	0	1	0	0			
年度	4年度	5年度	6年度	7年度											
犯罪発覚件数	0	1	0	0											
		エ 苦情申告対応													
		委託先から報告される苦情等については、毎月内容を確認し、苦情等の発生傾向を分析するとともに、取扱い状況に不適切なものがなかったか、委託先等において苦情を受けてどのような対応をしたかなどを確認し、必要に応じて委託先に確認、改善を求めた。													
		オ 契約維持管理													
		令和元年度に委託先において発覚した不適正募集問題について、業務改善計画の実施状況の報告を3か月ごとに求め、機構契約者の不利益の解消及び利益保護が図られているかどうかについて継続的に確認を行った。令和5年度において、機構契													

	中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。なお、監査業務の実施に当たっては、外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、機構の業務やリソース等をふまえた、より実効性のある監査手法を検討の上実施する。また、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。	約者の不利益の解消がほぼ最終段階となっていることを確認し、業務改善計画の実施状況については、令和5年12月以降の報告を求めず、各種監査等を通じ改善措置の定着状況を継続的に確認した。監査においては、解約に際しての不利益事項の正確な説明等、契約維持に関する取組を行っていることをヒアリング等により確認した。 簡易生命保険契約の失効解約率は、期間を通じて低い水準で維持されていた。 令和6年度、郵便局において非公開金融情報の不適切な利用が認められたことから、令和7年度監査において、郵便局における非公開金融情報の不適切な利用の再発防止策として、郵便局からの来局案内が停止されていることに伴う課題認識や対応状況等を確認した。 カ その他業務品質の確保に係る事項 (ア) 犯罪収益移転防止法への対応状況 特定事業者作成書面について、委託先の特定事業者作成書面の内容の確認を行った。犯罪収益移転危険度調査書の改正を踏まえ、委託先の特定事業者作成書面が改正されたことを確認した。また、疑わしい取引について発生の都度、委託先から報告を受け、総務省に報告した。 (疑わしい取引の届出) (単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>186</td><td>370</td><td>379</td><td>200</td></tr></table> (イ) システムリスク管理態勢 委託先の本社システム部門等に対して書面による監査を実施し、委託先におけるシステムの開発・保守態勢、緊急時の対応態勢等を確認した。令和4年度及び令和5年度の監査の結果、改善することが望ましいと考えられる事項が確認されたことから、フォローアップの対象としてその後も継続して取組状況を確認し、いずれも令和7年度までに対応が完了したことを確認した。 また、システム障害の発生状況について四半期ごとに報告を受け内容を確認した。 (ウ) 災害による被災者の支援等 被災地域を対象に非常取扱い（保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の取扱い等）を実施し、機構のホームページに掲載した。 (非常取扱い実施回数状況) (単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>8</td><td>9</td><td>11</td><td>13</td></tr></table> キ 会計に関する業務の適正性 (ア) 再保険に係る決算データの網羅性・実在性・正確性 委託先の期末決算及び中間決算時に、仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表が照合データとして適正であることの検証、仕訳伝票及びそれらを取りまとめ	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	件数	186	370	379	200	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	実施回数	8	9	11	13
年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
件数	186	370	379	200																		
年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
実施回数	8	9	11	13																		

				た取引明細表と機構に提供されたデータの網羅性・実在性・正確性の検証、責任準備金等保険契約準備金に係る仕組みの検証及び責任準備金等保険契約者準備金が算出方法書に基づき正しく算出されているか抽出検査による検証により、決算データの網羅性・実在性・正確性を確認した。 (イ) 会計事務 全国の郵便局、支店における取扱いに係る本社間決済の状況等の監査を実施し、保険料・保険金等の受払が適切に処理されていることを確認した。 (ウ) 地方公共団体貸付 委託先から、半期ごとに弁済予定と弁済状況の報告を受け、確認を行ったほか、取得財産処分の承認について、委託先による審査内容を確認した。また、毎年度、委託先に対し、地方公共団体貸付事務に係る監査を行った。 ク 査定審査会の活動状況 委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査手続に要する期間等の個別案件の審査状況等を年1回以上確認した。 査定審査会メンバーは外部の有識者（弁護士、消費者問題に見識のある者、医師）で構成されており、中立性の観点で疑義は見受けられなかった。 査定審査会の審査手続が終了するまでの期間について、不適正募集問題を受けて申立ての案件数が増加し処理が追い付かず、審査期間が長期化していたが、事務局機能の強化や案件管理方法の見直し等に加え、申立て案件数の減少の結果、改善傾向にあることを確認した。		
--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条、第14条、第26条、第27条、第29条 郵政民営化法第162条第2項第3号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
再保険先の 新資本規制 導入を踏ま えた対策の 確認	毎事業年度 1回以上		1回	2回	2回	2回		予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	-	-	-	-	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	4	4	4	4	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画（別紙2）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。 再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるよ	＜主な定量指標＞ ・ 再保険先が 2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえた対策を行っているか、年1回以上確認する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 簡易生命保険資産について、法に定められた範	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、毎事業年度、運用実施方針を定め、簡易生命保険資産の運用を実施した。 「令和8年度運用実施方針の主要事項」 ・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・運用方法は、契約者貸付け、(株)かんぽ生命保険への預託、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・有価証券での運用については国債を中心とした運用を行い、購入時期については金利情勢等を勘案し柔軟に対応する。 簡易生命保険資産の運用については、中期計画及び年度計画で定める運用計画を遵守し、契約者への貸付け、(株)かんぽ生命保険への預託、地方公共団体に対する貸付け、令和6年度から国債による運用を実施すること	＜自己評価＞ 【B】 簡易生命保険資産については、中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、毎事業年度、運用実施方針を定め、確実かつ安定的な運用を行っている。また、再保険先の資産運用については、再保険先が保有する安全資産の評価額が、機構のために積み立てる額を上回っていることを、毎月、確認した。 令和7年度（2025年度）末に予定されている新たな資本規制の導入	評価	B
				＜評定に至った理由＞ 簡易生命保険資産については、毎事業年度、中期計画で定める運用計画に基づき、運用実施方針を定め、法令の範囲内で確実かつ安定的な運用を行っている。 再保険先の資産運用については、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を上回っていることを、毎月、確認している。 再保険先が2025年に新しい資本規制			

団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、簡易生命保険資産の運用計画に従った運用を行うこと。	うその状況を毎月把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、上記第 1 の 2（1）①及び②による確認等を行うこととする。	囲内の方法で、運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。	により、確実かつ安定的な運用に努めた。	を踏まえ、令和 4 年度から取引開始した金利スワップ、令和 5 年度から実施した再再保険について、取引規模等を確認の上、安全資産の評価額が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認し、財務上の健全性の向上及び安定化を目指した対策が適切に行われていることを年 2 回確認した。	が導入されることを踏まえた対策を行っているかを毎事業年度確認している。
再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認すること。加えて、保険業界において、2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているかの確認をすること。	また、2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が財務上の健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているか、定期的に確認を行うこととする。	● 再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認したか。	○簡易生命保険資産運用残高	これらにより、機構における資産運用を確実かつ安定的に行うとともに、再保険先の運用についても確実かつ安定的に運用が行われていることについて確認を行っており、簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保しているものと評価した。	よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。
		● 再保険先が 2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえた対策を行っているか、年 1 回以上確認したか。		＜課題と対応＞	＜今後の課題＞
				なし。	—
					＜その他事項＞
					—

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（周知・広報）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、その状況をホームページで公表	毎事業年度1回以上		2回	2回	2回	2回		予算額（千円）					
公共機関・各種団体等に対し、広報施策・活動の連携	5件以上		22件	28件	26件	31件		決算額（千円）					
								経常費用（千円）	3,226	5,691	4,956	5,419	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	6	5	5	5	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつ	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表す	<主な定量指標> ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表する。 ・幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。	1 保険金等の早期支払促進のための案内書等の発送及び支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表 保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じて、契約者等に以下の取組を行った。 ア 満期等の期日経過後も満期保険金等の支払請求のない保険契約について、委託先から3か月及び1年1か月経過後に保険金等支払案内書を発送。 イ 死亡保険金又は重度障害保険金の請求後、1か月又は1年を経過し生存保険金の請求がない保険契約についても保険金等支払案内書を発送。 ウ 契約者等が入院保険金等の郵便局窓口での受取りを希望した場合等には、委託先から契約者等に支払通知書を発行。支払通知書発行後、2	<自己評価> 【B】 支払義務の発生した保険金等の残存状況について、毎月把握し、その状況を毎事業年度2回ホームページで公表した。 また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進している。委託先等に加え、公共機関・各種団体とも連携し、年20件以上の広報施策を実施しており、中期計画の年5件以上の実施	評価 B <評価に至った理由> 支払義務の発生した保険金等の残存状況については毎月把握し、ホームページにおいて毎事業年度2回公表している。 郵便局でのポスター掲示については、令和5年度に実施した実態調査により効果を確認するとともに、その結果をもとに、ポスターの文言等の見直しを行うなど、訴求力を高めながら効果的な実施に努めている。	

	つ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。 【指標】 ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。 〔指標設定の考え方〕 支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。	る。 また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表したか。 ● 幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ● 満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。	か月、4か月又は6か月を経過しても保険金等を受取りに來ない契約者等に対しては、期間ごとに支払通知書払渡未済通知書を発送。 また、保険金等を受け取られていない契約の残存状況を把握するため、毎月、委託先から支払義務が発生した保険金等の残存状況の報告を受け、その状況を年2回ホームページで公表した。 2 機構において実施した周知・広報施策 ① 委託先との連携 保険金等の確実な支払を促進するため、委託先では既契約者に直接接触し、振込先口座の登録の依頼を進めている。機構では、委託先への監査等において、進捗確認を行った。 ② 名刺・封筒の活用 保険部職員等が使用する名刺の裏面や機構が使用する封筒に、簡易生命保険の保険金等の早期支払促進及び転居時の住所変更の手続きに関するお知らせを印刷し、周知・広報に活用した。 3 関係省庁・公共機関・各種団体等と連携して実施した広報施策 次のとおり、関係省庁・公共機関・各種団体等と連携して、広報を展開した。これらの実施に当たっては、委託先等とも情報を共有し、契約者対応に遺漏のないよう準備を徹底した。 ① 総務省 ・合同庁舎2号館の周知スペース等に周知用ポスターを掲示（令和4年度～7年度） ・地方行政評価局の会議において資料、チラシ配布（令和7年度） ・広報誌「総務省」に記事、お知らせを掲載（令和4年度～7年度） ② 消費者庁 ・消費者行政ブロック会議、消費生活センター所長会議において資料配布（令和5年度～7年度） ・都道府県等消費者行政担当課長会議において資料配布（令和7年度） ③ 主婦連合会 ・周知用ポスターの掲示（令和4年度） ④ 全国女性団体連絡協議会（旧：全国地域婦人団体連絡協議会） ・機関誌（直近約30万部）に広告を掲載（令和4年度～7年度） ⑤ 日本点字図書館 ・視覚障害者向け雑誌及び会員向けサイトに音声広告を掲載（令和4年度～7年度） ⑥ 老人福祉施設等 ・サービス付き高齢者向け住宅協会 - メールマガジン及びホームページに掲載（令和5年度） ・全国有料老人ホーム協会	を達成した。 保険金等の早期受取りを促すための郵便局でのポスター掲示については、令和5年度に実施した実態調査の検証の結果、その効果が確認できたことから、ポスターの文言等の見直しを行い、訴求力を高めながら効果的な実施に努めている。ポスター掲示の実施に当たっては、一般競争入札を行い契約価格の低廉化に努めるとともに、郵便貯金の広報と合わせて実施していることから経費按分を行い、効果的かつ効率的な実施に努めた。 これらにより、保険契約者等に対する効果的・効率的な周知・広報の実施に取り組んでいると評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	--	---	--	---	--

				協会の消費者相談ブースにポスター掲示及び個人会員（直近約7,400人）にチラシを送付（令和4年度～7年度） ・全国老人福祉施設協議会 会員向け月刊誌へのチラシ同封及びメールマガジンに掲載（令和4年度～7年度） ・全国老人保健施設協会 会員施設（直近約3,700か所）内にポスター及びチラシを掲示（令和4年度～7年度） ⑦ 日本郵政グループの施設及び関連団体 ・かんぽの宿 周知用ポスター及びチラシの掲示（令和4年度） ・通信病院 周知用ポスター及びチラシの掲示（令和4年度～7年度） ・ゆうぽうと世田谷レクセンター 周知用ポスター及びチラシの掲示（令和5年度～7年度） ・有馬切手文化博物館 チラシを備置（令和5年度～7年度） ・郵政博物館 チラシを備置（令和5年度～7年度） ・簡易保険加入者協会 会員向け冊子（約100万部）に広告を掲載（令和5年度～7年度） ・通信文化協会 会員向け冊子に広告を掲載（令和6年度～7年度） ⑧ 日本郵便（株） ・郵便局（約1,600局）に周知用ポスターを掲示（令和4年度～7年度） 4 効率的かつ効果的な広報施策の実施 令和5年度に実施した実態調査の結果、簡易生命保険加入者に満期保険金等の早期受取りを訴求する施策として、郵便局へのポスター掲示は保険証書を確認する等の行動を促す効果があることを確認できた。その後も、同調査の結果を踏まえてポスターの文言等の見直しを行い、訴求力を高めながら郵便局でのポスター掲示を継続して実施している。ポスター掲示の実施に当たっては、一般競争入札を行い契約価格の低廉化に努めるとともに、郵便貯金の広報と合わせて実施していることから経費按分を行い、効果的かつ効率的な実施に努めた。		
--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報	

1．当事務及び事業に関する基本情報

1－2	簡易生命保険管理業務（情報の公表）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第18条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ホームページ掲載内容の検証	毎事業年度1回以上		7回	5回	6回	3回		予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	1,165	1,231	1,223	1,290	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	15	14	14	14	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続	① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の	＜主な定量指標＞ ・ ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の	1 機構の取組内容等に関する情報の公表(省令第18条の規定に基づく経営情報を除く) 各年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組(省令第18条の規定に基づく経営情報を除く)については、各事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 各事業年度財務諸表は、通則法第38条第3項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 機構の概要を紹介したパンフレットについては、各年度作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報に加え、機構による入札の結果についても、ホームページで公表した。	＜自己評価＞ 【B】 機構の取組内容等に関する情報の公表は、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表している。当該情報の多くは、各年度の事業報告書若しくは省令第18条に基づく経営情報によって、総務大臣による財務諸表の承認後速やかにホームページ等において公表した。 ホームページの掲載内容の改善については、アクセス状況の調査等を活用して、ホームページの掲載内容の検証を年1回以上行い、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう取組を行った。 総務省の評価ツールを用いて、高齢	評価	B
						＜評価に至った理由＞ 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を、毎事業年度、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内にホームページに公表している。 ホームページの掲載内容の改善については、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、アクセス状況の調査等を活用して、ホームページの掲載内容の検証を毎事業年度行っている。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。	

	き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。	機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。	2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第18条に基づく経営情報） 機構の行う簡易生命保険管理業務の状況を示す指標（省令第18条に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後2か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 簡易生命保険管理業務に係るホームページ掲載内容の改善等 機構ホームページについて、アクセス状況調査を活用して、各コンテンツへのアクセス順位の分析等を行い、毎事業年度見直しを行った。 なお、主な改善内容は以下のとおり。 令和4年度 ・「商品紹介」ページの問合せ先について、かんぽ生命関連サイトへのリンクを追加 ・「広報活動」ページにチラシ画像データを掲載 令和5年度 ・「重要なお知らせ」にチラシ画像データを掲載 ・「ご高齢のご契約者さま等及びご家族へのお知らせ」ページについて、記載 文字を強調（太字、下線） 令和6年度 ・「重要なお知らせ」「ご高齢のご契約者さま等及びご家族へのお知らせ」について、かんぽ生命関連サイトへのリンクを追加 ・表記の統一化、文言の現行化、文字色の変更 令和7年度 ・「重要なお知らせ」「広報活動」にチラシ画像データを掲載 ・「保険金請求や各種手続き等について」に記載されている項目の並び替え 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 「1－1 郵便貯金管理業務（情報の公表） 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮」を参照。 5 ウェブサイトのアクセシビリティの検証 「1－1 郵便貯金管理業務（情報の公表） 5 ウェブサイトのアクセシビリティの検証」を参照。	者や障害者を含めた幅広いユーザーにとってわかりやすく充実した内容となっているかどうかの視点で掲載内容の検証を行い、利便性向上を図る見直しを行った。 さらに、分析ツールを活用して、閲覧者の属性、関心及び行動等をやや細かく分析をすることで、そのニーズを把握し、必要な改善を行うことで、閲覧者の利便性向上を図るための取組を行った。 以上のことから、計画を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	526	674	835	813	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	10	10	10	10	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	（見込評価）
	3 郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	3 郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上 および適切性の確保のため、（１）交付金の交付 および拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施、（２） 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な 実施の項目を実施したか。	（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ 確実な実施【B】 （２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確 実な実施【B】	＜評定と根拠＞ 【B】 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ 確実な実施、交付金及び拠出金の額の算 定の適正かつ確実な実施とも、中期計画に 記載の事項を全て着実に実施したことか ら、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 各年度において、郵便局ネットワ ーク支援業務の質の維持・向上及び 適切性の確保のため、（１）交付金の 交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確 実な実施、（２）交付金及び拠出金の 額の算定の適正かつ確実な実施の項 目を実施しており、中期目標におけ る所期の目標を達成すると認められ るため、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞

						—
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務（交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	交付金の交付及び拠 出金の徴収が円滑か つ確実に行われてい るかどうかについて 検証	毎事業年度 1回以上		1回	1回	1回	1回		予算額（千円）					
	拠出金を安全に管理 するための措置を講 じ、措置の有効性に ついて検証	毎事業年度 1回以上		1回	1回	1回	1回		決算額（千円）					
									経常費用（千円）	266	282	281	296	
									経常利益（千円）					
									行政コスト（千円）					
									従事人員数	5	5	5	5	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	機構法第 18 条の2及び第 18 条の3の規定に基づき、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実	交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めた規程類を遵守しつつ、毎事業年度	<主な定量指標> ・ 毎事業年度 1 回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。 ・ 拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度 1 回以上、措置の有効性について検証を行う。	1 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証 交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて、毎事業年度 1 回検証を行った。 具体的には、認可事項、業務方法書、業務規程及び業務マニュアルが定める手順等の各事項が実施されているかについて、個別に検証した。その結果、交付金の交付及び拠出金の徴収は円滑かつ確実に行われていることを確認した。 また、不断の規程類の見直しを行い、毎事業年度、関連システムの運用変更に伴う運用手順反映や資料様式変更等の業務マニュアルの見直しを行った。 (検証実績)	<評定と根拠> 【B】 毎事業年度、中期計画及び当該年度の年度計画に記載された各項目について、左記に記載したとおり、1 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証、2 拠出金の安全管理措置、3 交付及び徴収の確実な実施、4 交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定、5 前年度における郵	評定	B <評定に至った理由> 各年度において、中期目標に記載されている各項目について、法人の業務実績の 1 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証、2 拠出金の安全管理措置、3 交付及び徴収の確実な実施、4 交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定、5 前年度における郵便局ネ

	施すること。 ・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務について定めた実施方法を遵守すること。 ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること。 ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること。 そのため、事前に日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社と連携を図りながら対応すること。 ・交付金を交付した年度（毎年４月１日から翌年３月３１日までをいう。）にお	１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確실히行われているかどうかについて検証を行い、必要に応じて規程類の見直しを行うこととする。 徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、徴収した拠出金の取扱者を郵便局ネットワーク支援業務専門の部門の職員に限定し、日本郵便株式会社に對して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。 交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成１７年法律第１０１号。以下「機構法」という。）の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を定めた規定類を遵守しつつ、毎事業年度１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確실히行われているかどうかについて検証を行っているか。また、必要に応じて規程類の見直しを行っているか。 ● 徴収した拠出金について、他の勘定の資産と口座を分けて管理しているか。 また、拠出金の取扱者を郵便局ネットワーク支援業務専門の部門の職員に限定し、拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行っているか。 ● 法令の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、	令和４年度：令和５年２月２８日 令和５年度：令和６年３月１５日 令和６年度：令和７年３月７日 令和７年度：令和８年３月１６日 ２ 拠出金の安全管理措置 徴収した拠出金は、他の勘定の資金と区分するために口座を分けて管理したうえで、取扱者を限定し、日本郵便（株）に対して交付するまでの間、安全管理措置に関する認可事項を遵守し、安全に管理した。 また、当該措置の有効性について毎事業年度１回検証を行った。 その結果、講じている措置は有効であることを確認した。 （検証実績） 令和４年度：令和５年１月３１日 令和５年度：令和６年１月２３日 令和６年度：令和７年１月１６日 令和７年度：令和８年１月１９日 ３ 交付及び徴収の確実な実施 交付金の交付及び拠出金の徴収に当たっては、認可事項を遵守しつつ、あらかじめ日本郵便（株）並びに関連銀行（現在は（株）ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（現在は（株）かんぽ生命保険）（以下「関係会社」という。）との間で合意した予定期日に従い、令和４年度から令和７年度までの交付及び徴収を確実に実施した。 ４ 交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定 各年度の月次の交付金の交付及び拠出金の徴収に係る年間予定期日等については、関係会社と事前に協議し、いずれも交付金の交付及び拠出金の徴収を行う前年度中に確定させた。 また、関係会社との連携を緊密にするため、機構主導で実務者会合を毎年度２～３回開催したほか、メールや電話により日常的に連絡を取ると共に、オンラインでの打合せを行うことで、より一層の連携強化を図りつつ、情報の共有を行った。 ５ 前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認 毎事業年度１回、日本郵便（株）から機構法第１８条の６の規定に基づき、書類の提出を受け、郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、同年度に交付した交付金の額等の整合性の確認を遅滞なく行った。その結果、郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性に問題がないと認められた。	便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認について、いずれも確実に実施しており、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	ットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認に記載されているとおり業務を実施しており、中期目標における所期の目標を達成すると認められるため、「Ｂ」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	---	--	--	--	---

	る郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること。 【指標】 ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守している。 ・毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。 ・毎事業年度1回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。 〔指標設定の考え方〕 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を確保するため、毎事業年度1回以上、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守していることを確認することとする。また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施しているかどうかについて、毎	交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を毎事業年度の開始前に確定し、交付及び徴収を実施することとする。 また、交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と当該年度に交付した交付金の額の整合性を、毎事業年度日本郵便株式会社から機構法第18条の6の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。	クの維持に要した費用の額と、当該年度に交付した交付金の額の整合性を、郵政管理・支援機構法第18条の6の規定による書類の提出が日本郵便株式会社からあった後、遅滞なく確認しているか。	(確認実績) 令和3年度交付金の額等：令和4年8月17日 令和4年度交付金の額等：令和5年8月7日 令和5年度交付金の額等：令和6年7月30日 令和6年度交付金の額等：令和7年8月4日		
--	---	--	--	---	--	--

	事業年度 1 回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性について、毎事業年度 1 回以上、検証を行うこととする。					
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務（交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施）		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、措置の有効性について検証	毎事業年度1回以上		1回	1回	1回	1回		予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	259	392	554	517	
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数	5	5	5	5	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	(見込評価)	
	交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の項目を実施すること。 ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定に当たっては、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持すること。	交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務	＜主な定量指標＞ ・各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	1 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施 省令に規定する算定方法に基づき、下記3により入手した客観的資料から得た計数を用いて、機構の体制及び客観的な算定方法の確立の両面から、恣意性を排除しつつ関係会社に対する中立性を保持し、令和5年度から令和8年度までの交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定した。 特に、令和7年度算定においては、令和5年度の情報通信行政・郵政行政審議会での意見等を踏まえ、より郵便局ネットワークの利用実態を踏まえたものになるよう、郵便局の利用の度合いに応じて按分する方法の見直しを行った。 算定の結果、各事業年度における日本郵便(株)に交付する交付金の額並びに関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は下表のとおりとなっている。		＜評定と根拠＞ 【B】 毎事業年度、中期計画及び当該年度の年度計画に記載された各項目について、左記に記載したとおり、交付金及び拠出金の額について、省令に規定する算定方法に基づき、機構の体制及び客観的な算定方法の確立の両面から、恣意性を排除しつつ関係会社に対する中立性を保持し、適正かつ確実に算定を行い、省令に定める期日までに総務大臣に	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 各年度において、中期目標に記載されている各項目について、法人の業務実績の1 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施、2 総務大臣認可、3 交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料、4 入手した情報の安全管理措置に記載されているとおり業務を実施しており、中期目標における所期の目標を達成すると認められるため、「B」評価とした。	
			日本郵便㈱に 交付する交付金の額	関連銀行から 徴収する拠出金の額	関連保険会社から 徴収する拠出金の額			
		令和5年度	3,000 億円	2,436 億円	565 億円			
		令和6年度	3,030 億円	2,467 億円	563 億円			
		令和7年度	3,207 億円	2,631 億円	577 億円			

・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要なとなる資料を、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。	大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。	●郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要なとなる資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手しているか。	令和8年度	3,334億円	2,740億円	595億円	対して認可申請を行い認可を受けた。	<今後の課題> —
・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。			2	総務大臣認可	交付金及び拠出金については、省令に基づき当該交付等を行う前年度の11月末日までに申請することとされていることから、各事業年度において下表のとおり総務大臣に対して認可申請を行い、総務大臣の認可を受けた。			<その他事項> —
【指標】								
・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。	郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要なとなる資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手する。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認する。	●日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行っているか。						
・毎事業年度1回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。	これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。	●総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定しているか。						
[指標設定の考え方]	また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理す	●総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けているか。						
交付金及び拠出金の額の算定を適正か				(検証実績)	令和4年度：令和4年12月21日 令和5年度：令和5年12月18日		対して認可申請を行い認可を受けた。 また、毎事業年度、算定のために入手した情報の安全管理措置については、入手した電子資料及び紙資料のいずれに対しても安全に管理する措置を講じるとともに、その有効性について検証を行い、当該措置が有効であることを確認した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	
							<課題と対応> なし。	

	つ確実にを行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとし、また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、当該措置の有効性について検証を行うこととする。	るための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。	● 各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行っているか。	令和6年度：令和6年12月10日 令和7年度：令和7年12月8日		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費及び業務経費の合計（目安）	令和8年度において、令和3年度と比べて6%以上削減する。	196,887千円 ※3年度をベースに算定	194,524千円 (▲1.2%)	192,161千円 (▲2.4%)	189,799千円 (▲3.6%)	187,436千円 (▲4.8%)	185,073千円 (▲6.0%)	年1.2%ずつ削減した場合の値
	一般管理費及び業務経費の合計(実績値)	－	－	171,335千円 (▲13.0%)	178,778千円 (▲9.2%)	179,262千円 (▲9.0%)	177,398千円 (▲9.9%)		
	達成度（変化率）	－	－	1,081%	383%	249%	206%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	(見込評価)	
	郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的に	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、	＜主な定量指標＞ ・ 職員の意識改革、業務の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。）について中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行	1 職員の意識改革 時節に合わせて実施した理事長の訓示、理事長による全職員との面談、課長ミーティングにおける経費の使用状況の共有、会計・財務担当課による自主研修等を通じて、業務の効率化及び経費の適切かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めた。	＜評定と根拠＞ 【A】 一般管理費及び業務経費については、近年、物価上昇の影響があるものの、競争入札に多くの応札者を得るよう努める等、毎年度、経費削減策を着実に実施することで、契約価格の維持・低下を実現した一方で、職場環境改善に資する物品等の調達を行うなどメリハリをつけた経費の使用に努めたことにより、令和4年度から令和7年度までの各年度において、目標を大幅に上回る削減率で推移している。 これらの経費は、令和4年度、公用車の利用形態の見直しやリモート監査の活用による旅費の節減等	評定	A	＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費の合計について、令和7年度において、令和3年度と比べて、9%以上の削減となっており、中期目標を大きく上回る達成度となっている。 経費削減の主な要因は、令和4年度以降、公用車の利用形態の見直しやリモート監査の活用による旅費の節減等による削減の効果が継続していること、競争入札に多くの応札者を得るよう努めたことにより契約価格の維持・低下を実現したこと等である。 中期目標期間の最終年度である令和8年度においても、機構は、引き続き業務経費等の合理化・効率化に
				2 業務の効率化 中期目標期間を通じて、文書管理システムやファイル共有システムの活用による業務のデジタル化、オンライン会議システムやモバイル端末の活用による機構内会議の原則オンライン開催等の推進、ペーパーレス化など業務の効率化に取り組んだ。 委託先監査については、一部の監査対象拠点でリモート監査を実施したほか、一部の監査員がオンライン会議システムにより参加するといった工夫により、監査業務の質を維持しつつ、経費の効率化を図った。 入札説明会について、毎年度、全てをオンライン会議システムにより実施し、業務の効率化を図った。		3 経費の効率的な使用		

	は、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、令和３年度と比べて６％以上を削減すること。	必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、令和３年度と比べて６％以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。 なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第４ その他業務運営に関する重要事項」中の「４ 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。	う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 職員の意識改革、業務の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。）について中期目標期間の最終年度において、令和３年度と比べて６％以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行ったか。	経費の効率的な使用を図るため、中期目標期間を通じて、次のような施策を実施した。 ① ＰＰＣ用紙について、他機関（16 機関）と共同調達を実施した。 ② プリンタのトナーについて、リサイクルトナーを活用した。 ③ 耐用年数を超えるプリンタについて、引き続き使用した。 ④ 公用車の利用形態を見直し、利用を最小限に抑制した。 ４ 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費については、毎年度、基準値（令和３年度値）の６％減を目安として見積り額の妥当性の確認に努めるとともに、競争入札の実施に当たって、入札参加要件の見直し、他案件の入札者のうち、参加が見込まれる者への入札の案内の実施等により、多数の応札になるよう促し、契約価格を下げるよう努めた。 また、主務大臣評価における、「経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経費削減とならないよう、業務品質の維持・向上に留意する必要がある」との指摘も踏まえ、物件費予算の執行状況を施策項目別や勘定別に毎月取りまとめ、役員に報告するとともに、業務の進捗状況等についても、役員の出席する会議等で報告することにより、業務の品質を確認・評価の上、必要に応じて改善する等の取組を行いつつ、物価の動向も注視しながら経費管理を行った。一方で、情報機器の配備、オフィス用品の更改等の職場環境改善に資する物品の調達を行うなど、メリハリをつけた経費の使用に努めた。 その結果、令和４年度から令和７年度まで、各年度の一般管理費及び業務経費のうち、削減対象経費の合計額は、目標値（基準値に対して▲６％の185,073 千円）を大幅に下回った。	により大きく削減（対基準値 ▲13.0％）した後、令和５年度から令和７年度まで、必要な設備・備品の更新等により削減幅は縮小したものの、直近の令和７年度において、達成目標に向けた目安である「令和３年度比 4.8％以上減」をも大きく上回る削減率（対基準値 ▲9.9％）を達成した。 業務の実施に当たっては、業務の進捗状況や予算の執行状況について役員の出席する会議等に定期的に報告し、業務の品質を確認・評価の上、必要に応じ改善する等の取組を行いつつ、物価の動向も注視しながら経費管理を行った。 令和８年度も、引き続き業務経費等の合理化・効率化に十二分に取り組む予定であり、目標となる削減率（対基準値 ▲６％）を大きく上回る経費の削減が得られる見込みである。 以上のことから、中期目標期間を通じて、業務経費等の合理化・効率化に十二分に取り組み、所期の目標を大きく上回る成果が得られるものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	取り組む予定であり、令和３年度と比べて６％以上を削減すると見込まれることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 なお、既に業務品質の維持・向上を図りつつ経費の節減を行っているところであるため、今後において経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経費削減とならないよう、継続して業務品質の維持・向上に留意する必要がある。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	98.9 (年度計画目標 100 以下)	90.6 (年度計画目標 100 以下)	93.4 (年度計画目標 100 以下)	91.6 (年度計画目標 100 以下)		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<主な定量指標> 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案) <その他の指標> ー <評価の視点> ● 国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。	1 役員の報酬については、その職責を踏まえ、国家公務員の給与に準じて決定している。 2 職員の給与水準については、個々の職員の成績を適正に評価し、給与に反映しつつ、全体としては抑制を図った結果、職員の異動等により増減はあったものの、計画期間を通して対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が、目標水準（100 以下）に収まった。 各年度の機構職員の給与等の検証結果と取組状況は、主務大臣の検証を経てホームページで公表した。 3 機構においては、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、法定外福利費も職員の健康診断費用など必要な支出に限っており、互助組織への支出、食事の補助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行っていない。	<評定と根拠> 【B】 役員の報酬は国家公務員の給与に準じて決定している。 また、職員の給与水準は、令和4年度から令和7年度までの各年度、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が、目標水準（100 以下）に収まった。 各年度の検証結果と取組状況は、ホームページで公表した。 令和8年度も、引き続き、役員の報酬及び職員の給与を適正な水準に収める予定である。 以上のことから、中期目標期間を通じて、給与水準の適正化に十分取り組んだものと評価した。 <課題と対応> なし。	評定 B <評定に至った理由> 役員の報酬は、国家公務員の給与に準じて決定しており、また、職員の給与水準は、令和4年度から令和7年度までの各年度、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が目標水準（100 以下）に収まっている。 各年度の検証結果と取組状況はホームページにおいて公表している。 よって、中期目標における所期目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 <今後の課題> ー <その他事項> ー	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	調達の合理化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。一者応札の件数については、引き続き最小限に抑えるよう努めること。	一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 中期目標期間における一者応札の件数については、引き続き調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を行い、最小限に抑えるよう努める。 また、少額随意契約は、複数業者から見	＜主な定量指標＞ ・ 中期目標期間における一者応札の件数について、調達情報サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取り組みを行い、最小限に抑えるよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を 2 回以上受ける。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)」に基づく取組を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ったか。	1 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組の着実な実施 毎年度の「調達等合理化計画」は、契約監視委員会で点検を受けた上で策定した。 同計画に基づく取組結果は次のとおり。 (1) 重点的に取り組む分野 ① 一者応札・一者応募の抑制 以下の取組を行った結果、競争性のある契約における一者応札・応募の件数を最小限に抑制した。 【一者応札・応募の件数】 令和 4 年度 3 件 令和 5 年度 2 件 令和 6 年度 0 件 令和 7 年度 2 件 ア 下見積書徴取事業者数を増やす取組 事業者の下見積りを依頼する際は、競争性を確保する観点から、原則 3 者以上から徴取した。 イ 調達情報配信サービスの周知 「電子メールを使用した入札公告配信サービス」について、入札説明会等での周知を実施した。 ウ 十分な公告期間の確保 WTO 政府調達案件を除く競争入札案件については、手続上、公告期間を 10 日以上で足りるところ、応札者確保の観点から、全対象案件を 14 日以上公告した。 エ 調達予定一覧の公表	＜評定と根拠＞ 【B】 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づき、調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を着実に実施した結果、令和 4 年度から令和 7 年度までの各年度において、一者応札案件は 3 件以下となり、最小限に抑制した。なお、毎年度の調達等合理化計画及び一者応札となった案件は全て、外部有識者及び監事により構成される契約監視委員会において点検を受けた。また、少額随意契約については、毎年度、全て複数者から見積りを徴した。 令和 8 年度についても、同様の取組を行う予定である。 以上のことから、中期目	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 毎年度、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施している。 一者応札・応募案件は、調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を着実に実施した結果、令和 4 年度から令和 7 年度までの各年度において、一者応札案件は 3 件以下となり、最小限に抑制している。 なお、外部有識者及び監事により構成される契約監視委員会を毎年度 2 回開催し、調達等合理化計画及び一者応札となった案件の点検を受けている。 少額随意契約においても、毎年度、全て複数者から見積りを徴している。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

		積りを徴することを徹底する。	● 中期目標期間における一者応札の件数について、調達情報サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取り組みを行い、最小限に抑えるよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を2回以上受けたか。 ● 少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底したか。	事業者が計画的に入札等に係る準備及び参加ができるよう、次年度の調達予定一覧を毎年3月に機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 ② 適切な随意契約の締結 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（既契約の増額変更を含む。）及び競争性のある契約の増額変更について、全案件を事前に調達等合理化検討会で点検を行った。 ③ 共同調達・一括調達の実施 P P C用紙の他機関（16 機関）との共同調達を実施した。 この結果、A 4判 1 箱（2, 500 枚）は、以下の単価に抑制した。 令和4年度 1, 304 円／箱（税抜） 令和5年度 1, 806 円／箱（税抜） 令和6年度 1, 742 円／箱（税抜） 令和7年度 1, 827 円／箱（税抜） （参考）単独調達の場合 2, 070 円／箱（税抜） （2）調達に関するガバナンスの徹底 ① 調達に関する内部統制の確立 調達事務を適切に実施するため、国の少額随意契約基準額の引上げ等、法令改正を反映した機構内の規程類改正を行うとともに、事務処理マニュアルにも適時に反映した。 また、新入職員を対象とした内部研修のほか、調達事務を担当する職員を対象とした内部研修を実施した。 ② 不祥事発生の未然防止のための取組 全ての契約関係文書を監査室長に回付するとともに、少額随意契約に係るものを除き、契約締結に関する文書を監事に回付した。 また、会計検査院の年度決算検査報告事項について、会計検査院主催の説明会を担当理事及び監事が聴講し、聴講後に役職員向けに報告を行うとともに、理事長以下全役職員に当該資料をメールにより情報共有した。 （3）自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、毎年度の契約監視委員会で点検を受け、結果を公表するとともに、主務大臣に報告した。 （4）推進体制 調達等合理化計画を着実に実施するため、理事（総務部担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会を毎年度3回以上開催し、調達等の合理化に取り組んだ。また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を毎年度2回開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、一者応札案件を含め、少額随意契約を除く全ての契約案件の点検等を行い、その審議概要を公表した。	標期間を通じて、調達の合理化に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	-----------------------	---	--	---	--

				2 少額随意契約の複数者見積り 少額随意契約は、全て複数者から見積りを徴した。 (少額随意契約の数) 令和4年度 24 件 令和5年度 30 件 令和6年度 26 件 令和7年度 27 件		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－4	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		
	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等体制の整備を行うとともに、クラウドサービスの活用やウェブサイトのユーザーインターフェースの向上を図る等、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● PMOの設置等体制の整備を行うとともに、クラウドサービスの活用等、情報システムの適切な整備及び管理を行ったか。	情報システムの整備及び管理に関して、以下の取組を実施した。	＜評定と根拠＞	評定	B	
				1 PMOの運用 PMOについては、令和4年度に新たに体制及び関連規程を整備し、令和5年度以降、「PMOに係る年度計画」を毎年度策定し、当該計画に基づき、運用を行った。 具体的には、情報システムに関するプロジェクトの進捗状況の把握、情報システム台帳の更新、基盤システムに係る外部バックアップや、ICT-BCP（システム版事業継続計画）の運用など、PMOの適切な運用に努めた。また、毎年度3月開催の情報セキュリティ委員会において、当該年度におけるPMOの運用状況の検証を行った。	【B】 PMOに関しては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、令和4年度に体制を構築、令和5年度以降令和7年度まで、毎年度、「PMOに係る年度計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施するとともに、PMOの運用状況の検証を行った。 また、一部機能をクラウドサービスへ移行させた新たな基盤システムを整備するなど、毎年度、着実にシステム更改を行うとともに、機構ウェブサイトのアクセシビリティを検証し、必要な改善を行うことでユーザーインターフェースを向上させた。 令和8年度も、同様にPMOの運用や情報システムの整備、機構ウェブサイトの改善を実施する予定である。 以上のことから、情報システムの整備及び管理に十分取り組んだものと評価した。	＜評定に至った理由＞ PMOに関して、令和4年度に体制を構築、令和5年度以降令和7年度まで、毎年度、「PMOに係る年度計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施するとともに、PMOの運用状況の検証を行っている。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。		
				2 システム更改への対応 情報セキュリティの確保等を念頭に、機構のシステム更改を、以下のとおり実施した。 令和4年度 財務会計データを扱う「財務会計システム」について、従来のオンプレミスからクラウドベースへ移行させた新たなシステムへ更改。 令和5年度 基本的な機能を担う「基盤システム」について、情報伝達・処理機能の一部をクラウドベースへ移行させつつ、サーバーの集約やユーザーインターフェースの改善を実現した新システムへ更改。 令和6年度 機密性の高いデータを扱う「NAS（Network Attached Storage）システム」について、セキュリティ確保のため、引き続き、スタンドアローン	＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －			

				環境で使用するシステムとして更改。 令和7年度 在宅での勤務を可能とする「在宅勤務システム」について、情報セキュリティを確保しつつ最新のソフト・ハードウェアを備えたシステムへ更改 3 ウェブサイトのアクセシビリティの検証 毎年度、総務省のガイドライン（「みんなの公共サイト運用ガイドライン」）に基づき機構ホームページのアクセシビリティの検証を実施した。その結果、音声読み上げソフトウェアで読み込みできない部分の修正やリンク切れを起こしているページの修正といった改善策を実施した。	なし。	
--	--	--	--	---	-----	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																																				
				業務実績		自己評価	(見込評価)																																																																				
	「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。 加えて、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額	1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり 4 短期借入金の限度額 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、170 百万円とする。 5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 中期計画にて作成された予算による運営を行ったか。 ● 保有資産の必要性について不断に見直しは行ったか。 ・ 保有資産（実物資産、金融資産等）について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討したか。 ● 中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金が	1 予算、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画を毎年度作成し、業務運営を行った。その結果は、財務諸表等のとおりであり、概要は下記のとおり。 (1) 経常収益 (単位：億円) <table><tr><td>内訳</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年度</td></tr><tr><td>経常収益</td><td>31,198</td><td>28,063</td><td>25,632</td><td>22,578</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(主な内訳)</td></tr><tr><td>保険料等収入</td><td>27,585</td><td>24,406</td><td>21,970</td><td>18,879</td><td></td></tr><tr><td>拠出金収入</td><td>2,809</td><td>3,001</td><td>3,031</td><td>3,207</td><td></td></tr><tr><td>資産運用収益</td><td>606</td><td>486</td><td>386</td><td>310</td><td></td></tr><tr><td>その他経常収益</td><td>198</td><td>170</td><td>246</td><td>182</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(勘定別内訳)</td></tr><tr><td>郵便貯金勘定</td><td>202</td><td>167</td><td>244</td><td>181</td><td></td></tr><tr><td>簡易生命保険勘定</td><td>28,187</td><td>24,895</td><td>22,358</td><td>19,190</td><td></td></tr><tr><td>郵便局ネットワーク支援勘定</td><td>2,809</td><td>3,001</td><td>3,031</td><td>3,207</td><td></td></tr></table>		内訳	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	経常収益	31,198	28,063	25,632	22,578		(主な内訳)						保険料等収入	27,585	24,406	21,970	18,879		拠出金収入	2,809	3,001	3,031	3,207		資産運用収益	606	486	386	310		その他経常収益	198	170	246	182		(勘定別内訳)						郵便貯金勘定	202	167	244	181		簡易生命保険勘定	28,187	24,895	22,358	19,190		郵便局ネットワーク支援勘定	2,809	3,001	3,031	3,207		＜評定と根拠＞ 【B】 予算、収支計画及び資金計画による業務運営を行った結果は、財務諸表等のとおりであり、適切に行われている。 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 保有資産については、金融資産を含め、保有の必要性を見直すべきものはなかった。 第3期中期目標期間終了後の令和4年7月8日に、積立金のうち、法令・統計手法に基づき適正・厳格に算出された控除額を除き、国庫納付を行った。 これらにより、所期の目標を達成したものと評価した		評定	B
						内訳	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																																																																
経常収益	31,198	28,063	25,632	22,578																																																																							
(主な内訳)																																																																											
保険料等収入	27,585	24,406	21,970	18,879																																																																							
拠出金収入	2,809	3,001	3,031	3,207																																																																							
資産運用収益	606	486	386	310																																																																							
その他経常収益	198	170	246	182																																																																							
(勘定別内訳)																																																																											
郵便貯金勘定	202	167	244	181																																																																							
簡易生命保険勘定	28,187	24,895	22,358	19,190																																																																							
郵便局ネットワーク支援勘定	2,809	3,001	3,031	3,207																																																																							
＜評定に至った理由＞ 予算、収支計画及び資金計画による業務運営が行われている。 保有資産については、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産等について個々の配備状況及び利用状況を定期的に調査している。 第3期中期目標期間終了後の令和4年7月8日に、積立金のうち、法令・統計手法に基づき適正・厳格に算出された控除額を除き、国庫納付を行っている。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －																																																																											

を国庫に納付すること。なお、当該積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。	6 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等 郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度に係る通則法第 44 条第 1 項本文又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条第 1 項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第 25 条第 1 項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第 2 項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。	あるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われた金額を控除した残余の金額を国庫に納付したか。なお、積立金の処分に当たって、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出したか。	(2) 経常費用 (単位：億円) <table><tr><th>内 訳</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th><th>8 年度</th></tr><tr><td>経常費用</td><td>31,022</td><td>27,923</td><td>25,443</td><td>22,441</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(主な内訳)</td></tr><tr><td>保険金等支払金</td><td>27,595</td><td>24,413</td><td>21,975</td><td>18,882</td><td></td></tr><tr><td>交付金</td><td>2,808</td><td>3,000</td><td>3,030</td><td>3,207</td><td></td></tr><tr><td>資金調達費用</td><td>606</td><td>486</td><td>386</td><td>308</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(勘定別内訳)</td></tr><tr><td>郵便貯金勘定</td><td>13</td><td>21</td><td>51</td><td>46</td><td></td></tr><tr><td>簡易生命保険勘定</td><td>28,201</td><td>24,901</td><td>22,362</td><td>19,188</td><td></td></tr><tr><td>郵便局ネットワーク支援勘定</td><td>2,809</td><td>3,001</td><td>3,031</td><td>3,207</td><td></td></tr></table> (3) 当期総利益 (単位：億円) <table><tr><th>内 訳</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>6 年度</th><th>7 年度</th><th>8 年度</th></tr><tr><td>当期総損益</td><td>190</td><td>146</td><td>193</td><td>137</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(勘定別内訳)</td></tr><tr><td>郵便貯金勘定</td><td>190</td><td>146</td><td>193</td><td>135</td><td></td></tr><tr><td>簡易生命保険勘定</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>郵便局ネットワーク支援勘定</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr></table> 2 短期借入金 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 3 保有資産の見直し (1) 実物資産 保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産のみである。これらについて、個々の配備状況及び利用状況を定期的に調査した。 (2) 金融資産 金融資産については、機構法等に基づき、「1－1 郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」及び「1－2 簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」に記載したとおり運用した。 4 国庫納付 通則法第38条第 1 項の規定に基づく総務大臣による令和 3 事業年度の財務諸表の承	内 訳	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	経常費用	31,022	27,923	25,443	22,441		(主な内訳)						保険金等支払金	27,595	24,413	21,975	18,882		交付金	2,808	3,000	3,030	3,207		資金調達費用	606	486	386	308		(勘定別内訳)						郵便貯金勘定	13	21	51	46		簡易生命保険勘定	28,201	24,901	22,362	19,188		郵便局ネットワーク支援勘定	2,809	3,001	3,031	3,207		内 訳	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	当期総損益	190	146	193	137		(勘定別内訳)						郵便貯金勘定	190	146	193	135		簡易生命保険勘定	0	0	0	2		郵便局ネットワーク支援勘定	0	0	0	0		<課題と対応> なし。	
内 訳	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度																																																																																																
経常費用	31,022	27,923	25,443	22,441																																																																																																	
(主な内訳)																																																																																																					
保険金等支払金	27,595	24,413	21,975	18,882																																																																																																	
交付金	2,808	3,000	3,030	3,207																																																																																																	
資金調達費用	606	486	386	308																																																																																																	
(勘定別内訳)																																																																																																					
郵便貯金勘定	13	21	51	46																																																																																																	
簡易生命保険勘定	28,201	24,901	22,362	19,188																																																																																																	
郵便局ネットワーク支援勘定	2,809	3,001	3,031	3,207																																																																																																	
内 訳	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度																																																																																																
当期総損益	190	146	193	137																																																																																																	
(勘定別内訳)																																																																																																					
郵便貯金勘定	190	146	193	135																																																																																																	
簡易生命保険勘定	0	0	0	2																																																																																																	
郵便局ネットワーク支援勘定	0	0	0	0																																																																																																	

認を受けた後、第3期中期目標期間の最後の事業年度である令和3事業年度に係る同法第44条第1項本文の規定による整理を行った後の積立金の額（下記（1））のうち、第4期中期目標期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間）における積立金として厳格に算出の上整理された金額（下記（2））を、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受け、当該金額を控除した残余の額（下記（3））を、機構法第25条第2項の規定に基づき、令和4年7月8日に国庫納付した。

（1）第3期中期目標期間の最終年度である令和3事業年度に係る通則法第44条第1項本文の規定による整理を行った後の積立金に相当する金額

法人全体	132,845,686,702円
郵便貯金勘定	97,224,154,177円
簡易生命保険勘定	35,621,532,525円

（2）総務大臣の承認を受けた第4期中期目標期間における積立金として厳格に算出の上、整理された金額

法人全体	35,621,532,525円
郵便貯金勘定	0円
簡易生命保険勘定	35,621,532,525円

（3）（1）から（2）を控除した金額（国庫納付額）

法人全体	97,224,154,177円
郵便貯金勘定	97,224,154,177円
簡易生命保険勘定	0円

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会の開催回数	1回以上		5回	4回	4回	4回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行うこと。また、	(1) 内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ① 統制環境の整備 ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応 ③ 統制活動としての方針等の整備	<主な定量指標> ・ 内部統制委員会を年 1 回以上開催する。 <その他の指標> － <評価の視点> ● 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備等により内部統制環境の整備・運用を行ったか。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直し	1 内部統制の体制整備等 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に基づき業務方法書に記載した事項の具体化を引き続き推進し、以下のとおり内部統制環境の整備・運用を図った。これらの推進状況については、内部統制推進部門責任者(総務部長)が毎年度 2 回点検を行い、全て適切に取り組まれていることを確認した上で、内部統制委員会に報告した。 ① 統制環境の整備 理事長は、職員の身上把握に努めつつ、節目節目で役職員に対して高い倫理観と良識の保持及び法令等の遵守の徹底を訓示した。 職員に対して倫理規程上の禁止行為等の内容を盛り込んだコンプライアンス点検を実施し、法令等遵守の意識の醸成を図るとともに、役職員に対してコンプライアンス及び通報に関する研修を実施した。 ② リスクの評価と対応 リスク管理委員会において、顕在化したリスクの発生原因の分析及び再発防止策の実施状況を確認したほか、類似のリスクの顕在化防止に向けた意識向上を目指し研修を計画的に実施するなど、引き続きリスク管理の徹底を図った。 ③ 統制活動 「中期計画等の進捗管理に関する検討会議」を開催し、中期計画等の進捗状況の管理を行った。 内部統制委員会は、内部統制の推進に関する取組状況の確認を含め、毎年度 4 回以上開催した。	<評定と根拠> 【B】 令和 4 年度から令和 7 年度まで、総務省行政管理局長通知に基づき業務方法書に記載された事項について全て適切に取り組み、内部統制の体制整備等を推進するとともに、その取組状況については、毎年度、内部統制委員会に報告した。 内部統制委員会は、毎年度、目標回数(年 1 回)を超える 4 回以上開催した。 内部監査について、監査の実施、結果の報告及び改善策の実施という一連の取組の中で、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化した。 また、情報システムを活用して業務の効率化を進めるとともに、在宅勤務を引き続き推進する等、働き方改革にも取り組んだ。 人事に関する計画についても、	評定	B <評定に至った理由> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備等により内部統制環境の整備・運用を行っている。 内部統制環境の整備・運用の状況については、毎事業年度点検を実施している。 内部統制委員会は毎事業年度 1 回以上実施している。 内部監査について、監査の実施、結果の報告及び改善策の実施という一連の取組の中で、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化している。 毎事業年度、計画的に研修を実施し職員の専門性を高める等の取組を行っている。 情報システムを活用して業務の効

	内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題について、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。また、必要に応じて、デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進すること。具体的には、在宅勤務等の推進のために、必要に応じて、機器類やシステムの整備及び制度改正等を検討するとともに、デジタル技術等を活用した働き方改善に係る実践事例集の作成や研修の開催を通じて、働き方改革に資するノウハウについて職員間で共有を図ること。	④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備 ⑤ モニタリング態勢の整備 ⑥ ICTへの対応 内部統制委員会 は、毎年1回以上開催する。 また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。 さらに過年度までに整備を行った情報システム等を引き続き活用するとともに、必要に応じて、さらなるデジタル技術の活用を図り、業務プロセスの見直しを行い、業務の効率化及び働き方改革の推進に努める。具体的には以下の各取組を実施する。 ① デジタル技術等を活用した働き方改善に係る事例の情報収集、実践事例集の作成や研修の開催を通じて、働き方改革に資するノウハウを職員間で共有 ② 働き方改革推進の観点から在宅勤務や時差出勤の活用を推進 ③ 職員のニーズも把握した上で、必要	を行ったか。 ● 内部統制委員会を年1回以上開催したか。 また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化したか。 ● 適宜、デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進したか。 ● 人事に関して、計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高めたか。 ● 職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。また、柔軟な組織体制の構築に努めたか。 ● メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題に対して、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制を構築し、働きやすい職場環境を整備したか。	また、業務デジタル化推進の観点も踏まえ、引き続き、文書管理システムによる電子決裁の徹底を行い、統制活動に必須となる機構内の意思決定の円滑化を図った。 職員の人事異動後も業務の継承が円滑に行えるように、各部の事務処理マニュアルは随時見直しを実施した。 ④ 情報と伝達 役員会(所定の案件が付議された際に開催)、役員懇談(必要に応じ開催)、月例業務報告会議(毎月開催、課長級以上の役職員出席)、幹部ミーティング(毎週開催、部長級以上の役職員出席)、課長ミーティング(毎月開催、課長級の職員出席)及び課内ミーティングを通じて、並びに役職員全員に配備したLAN端末等を用いて、役職員相互での情報共有を図った。 また、業務委託先や総務省等、組織外への情報伝達については、事務処理マニュアル等に基づいて行った。引き続き、期限付き重要業務をリスト化し、これを月例業務報告会議において更新・共有することで、漏れや遅れなく実施されるよう努めた。 上記会議については、在宅勤務に係る情報システムの活用により、機構内の全役職員のスケジュール管理や各部課の情報共有を一元化し、情報共有に努めた。また、会議の開催は引き続き、オンライン会議システムを活用し、執務室、在宅の区別なく参加することが可能な形で開催した。 ⑤ モニタリング 内部統制担当役員等は、業務の有効性・効率性、財務、年度計画の進捗等について日常的にモニタリングし、問題や課題が明らかになった場合は、役員への報告・情報提供を適時に行い、再発防止策等の策定及びそのフォローアップを行った。 理事によるモニタリングとして、「中期計画等の進捗管理に関する検討会議」を開催するとともに、進捗状況について幹部ミーティングで報告を行った。 内部監査担当(監査室長)は、内部監査計画に基づき、リスクが顕在化した場合の影響度の大きい事項等について、内部監査を実施した。 上記の内部監査の結果については、理事長に報告されるとともに、監事、理事及び総務部長に報告書が送付され、理事長の指示のもと、被監査部門において改善策が講じられた。 さらに、内部監査担当は、監事に内部監査結果を詳細に報告する際等に、内部監査計画、監査項目や監査手法について意見交換を行うなど、監事との連携強化を図った。 ⑥ ICTへの対応 業務効率化のため、文書管理システムやオンライン会議システム等の活用を進めるとともに、必要に応じてリモート監査を実施するなど、引き続き、機構の内部事務・基幹的業務両面で積極的に業務デジタル化に係るICT対応を推進し、機構の働き方改革・業務改革に努めた。 ・ 幹部等の会議、職員間の打合せは、積極的にオンラインで行い、その際には出席者以外の傍聴も可能とし、情報が広く共有されるようにした。	毎年度、計画的に研修を実施し職員の専門性を高める等の取組を行った。 令和8年度においても、同様の取組を進める予定である。 以上により、中期目標期間を通じて、内部統制の充実・強化に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	率化を進めるとともに、在宅勤務を引き続き推進する等、働き方改革にも取り組んでいる。 管理職員、一般職員とも年2回(6月及び12月)の賞与に評価結果を反映させ、職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施している。 メンタルヘルス対策及びハラスメントの防止のため、毎年度全役職員向けに研修を行い、継続的に意識向上を図っている。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —
--	---	---	--	---	---	---

	その他、委託先・再委託先に対する監査において、オンライン会議システム等を活用したリモート監査を取り入れるなど、個別の業務についてもデジタル化等による効率化を図ること。	に応じて、機器類やシステムの整備及び制度改正等を検討 ④ 委託先・再委託先に対する監査において、オンライン会議システム等を活用したリモート監査を取り入れるなど、個別の業務についてもデジタル化等により効率化を推進 （２）人事に関する計画 各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題について適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備する。	- 職員への研修は、原則オンラインで実施した。 - 外部への入札説明会は、全てオンラインで実施した。 各年度において働き方改革推進の観点から引き続き在宅勤務や時差出勤の活用を推進した。 令和４年度においては、働き方改革に係るノウハウを職員間で共有するため、他組織の事例について情報収集し、参考となる取組については、情報誌により役職員に周知を行い、実践を促した。 令和５年度においては、モバイル Wi-Fi ルーターの新規購入等、在宅勤務環境の改善を行った。 令和６年度においては、ＬＡＮ端末用の外付け液晶ディスプレイの配備や会議室への大型の会議用モニターの設置等、勤務環境の改善を行った。 令和７年度においては、在宅勤務システムについて、引き続き、情報セキュリティを確保しつつ、役職員が在宅での勤務を効率的に実施できる環境を実現するため、最新のソフト・ハードウェアを備えたシステムへ更改を行った。また、ＬＡＮ端末用の外付け液晶ディスプレイの配備を行うことで勤務環境の改善を行った。		
			２ 人事に関する計画 （研修） 職員の専門性を高める研修については、毎年度当初に作成した研修計画に基づき実施し、職員の専門性を高めた。 （柔軟な組織体制の構築） ＩＣカード及び出退勤管理システムにより確実に把握した各職員の労働時間を基に、業務分担の見直しや繁忙期における他の担当からの支援等を実施することで、業務量の平準化と超過勤務時間の削減に努めた。 （人事評価） 管理職員・一般職員とも年２回（６月及び１２月）の賞与に評価結果を反映させ、職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施した。 （働きやすい職場環境の整備（働き方改革の推進）） ① 仕事と育児の両立支援のため、就業規則等を改正し、子の看護休暇の請求可能期間及び取得事由を拡大したほか、育児部分休業の請求可能期間を拡大した。 また、在宅勤務に伴う職員の費用負担を軽減するため、給与規程等を改正し、在宅勤務手当を新設した。 ② メンタルヘルス対策及びハラスメントの防止のため、毎年度全役職員向けに研修を行い、継続的に意識向上を図った。 特に、相談窓口の役職者・担当者に対しては、外部研修を受講させ、適切かつ迅速に対応できる相談体制を構築した。 ③ デジタル化した出勤簿や年次有給休暇請求書を活用し、引き続き職員		

				の作業等軽減を図った。 ④ 働き方や職場環境改善につなげることを目的として、働き方改革推進チームにより毎年度職員アンケートを行い、職員ニーズの洗い出し等を行った。 ⑤ 研修・会議についてはオンライン会議システム等を積極的に活用し、スピーディーな開催や移動時間の削減を行った。 ⑥ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく年次有給休暇の年 5 日取得義務については、毎年度全員が年 5 日以上 of 年次有給休暇取得を達成した。 ⑦ 障害者雇用については、障害者雇用率を満たす雇用を続けるとともに、働きやすい環境づくりのため、障害者就労支援センター等と都度連携・情報交換を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上	5回以上		11回	11回	11回	11回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる改善を図ること。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、適時適切に情報システム更改及びペネトレーションテストを実施するとともに、	<主な定量指標> ・職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上実施する。 <その他の指標> － <評価の視点> ● 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努めたか。 ● 職員を対象とする訓練又は点検を年5回	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、以下の情報セキュリティ対策を実施した。 1 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策 ① 政府から提供された不審メール、不正プログラム、各種ソフトウェアの脆弱性等の情報を踏まえた対策を機構情報システムに随時反映した。 ② 不要ファイルの削除週間を設けて、各部において集中的にメールサーバー及び共有ファイルサーバーに残存する不要な情報（個人情報を含む）を削除する対応を3回実施した。 ③ セキュリティ確保を念頭に、機構のシステムのうち、財務会計データを扱う「財務会計システム」を令和4年度に更改、基本的な機能を担う「基盤システム」を令和5年度に更改、機密性の高いデータを取扱う「NAS（Network Attached Storage）システム」を令和6年度に更改、遠隔地での勤務を可能とする在宅勤務システムを令和7年度に更改した。 ④ 令和6年度、情報処理推進機構（IPA）が実施する情報セキュリティ監査の一環として、ペネトレーションテストを実施し、機構のシステムに問題がないことを確認した。 2 職員の教育・訓練の実施 ① 転入者向け情報セキュリティ研修 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、着任後の役職員を対象に、機構の情報セキュリティ対策上の注意事項等について説明した。 ② 全役職員向け情報セキュリティ研修 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、全役職員を対象に、業務情報の保護の徹底、情報の漏えい時の対応等について説明した。	<評定と根拠> 【B】 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策を、4回のシステム更改及び1回のペネトレーションテスト実施を含め、適切に実施した。 PDCAサイクルによる改善を推進しつつ、標的型攻撃メールの模擬訓練及び個人情報保護・情報セキュリティに関する訓練・点検を、毎年度、合計11回行うとともに、新たにCSIRT構成員となった職員に対しては、実践的サイバー防御演習を受講させることにより、職員の対処能力の向上を図った。 令和8年度においても、引き続き、同様の取り組みを行う予定である。 これらの取組により、中期目標期間を通じて、機構は自ら行う業務に関する情報セキュリティ対策の推進に十分に取り組むとともに、委託	評定 B <評定に至った理由> 政府統一基準群等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策を、4回のシステム更改及び1回のペネトレーションテスト実施を含め、適切に実施している。 PDCAサイクルによる改善を推進しつつ、標的型攻撃メールの模擬訓練及び個人情報保護・情報セキュリティに関する訓練・点検を、毎年度、合計11回行うとともに、新たにCSIRT構成員となった職員に対しては、実践的サイバー防御演習を受講させることにより、職員の対処能力の向上を図っている。 委託先等における個人情報等の管理については、委託先等からの報告や実地監査等において確認している。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ「B」評価とした。	

	委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。	職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図る。 委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第１の１（１）及び２（１）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図ったか。 ● 委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。	また、外部の専門家による最近の動向と事例、対策のポイント等についての研修を全役職員が受講した。 ③ N I C T主催の実践的サイバー防御演習「CYDER」 C S I R T（情報セキュリティインシデントに対処する職員のチーム）構成員が、情報セキュリティインシデントへの対処に係る実践的な演習を受講した。 ④ 標的型攻撃メールの模擬訓練（毎年度５回） 全役職員を対象に、過去の事例を踏まえた模擬の標的型メールを送信し、速やかにC S I R Tに報告できるかどうかを確認する訓練を行い、速やかに報告を行わなかった等対応が不十分な役職員には個別に指導した。 3 遵守状況の把握 個人情報保護・情報セキュリティ点検（毎年度各３回） ① 保護管理者（各部長）が、所管部職員の保有個人情報の管理状況について点検を行い、適切に管理されていることを確認した上で、その結果を総務部長が取りまとめて、情報セキュリティ委員会に報告した。 ② 総括情報セキュリティ責任者（総務部長）が、全役職員の情報セキュリティ対策の状況について点検を行い、対策が適切に実施されていることを確認した上で、情報セキュリティ委員会に報告した。 4 PDCAサイクルによる改善 情報セキュリティ委員会で決定した「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画」に基づき、上記１～３を推進した。 個人情報保護・情報セキュリティ点検については、情報セキュリティ委員会において情報漏えい対策や個人情報の適切な取扱いのポイントを確認し、点検の内容・実施回数等を企画した。その上で、全役職員向けの点検を実施するとともに、点検の結果問題が見られた職員に対して指導を行った。全役職員の点検結果の分析を踏まえた上で、以後の点検に最近の公的機関の情報漏えい事案の傾向を新たに盛り込むなど毎回点検内容を見直しつつ、毎年度それぞれ３回の点検を繰り返した。 5 委託先及び再委託先における管理の確認等（郵便貯金管理業務） 「１－１ 郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」の３－（５）－ウ「顧客情報の管理」に記載したとおり。 （簡易生命保険管理業務） 「１－２ 簡易生命保険管理業務」（委託先及び再委託先の監督）の２－（５）－イ「顧客情報の管理」に記載したとおり。	先等において個人情報の適切な管理、情報セキュリティ対策の適切な対処が図られるよう監督を行ったものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	なお、業務プロセスの見直しを図り、業務のデジタル化を推進するに当たっては、今後も継続して「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報セキュリティ対策に努める必要がある。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —
--	--	---	---	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	災害等の不測の事態の発生への対処		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	災害時を想定した訓練を年2回以上	2回以上		5回	4回	5回	5回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、毎年度見直す。また、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生	＜主な定量指標＞ 災害時を想定した訓練を年2回以上実施する。 ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ ● 災害等の不測の事態が発生した場合のリスク管理体制を適切に運用したか。 ● 災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、見直しを行ったか。 ● 「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務訓練体	1 災害等に対する準備等 ① 緊急時連絡先一覧及び非常参集職員について、人事異動等により変更等が発生する都度速やかに確認・更新を行い、役職員への周知徹底を図り、非常時に備えた。 ② 非常時優先業務及び期限付き重要業務については、毎月見直し・内容確認を行い、非常時に優先して行うべき業務内容を役職員が定期的に再認識を行った。 ③ ビル管理会社主催の大規模訓練も含め、災害時を想定した訓練を各年度4回以上実施した。 ④ 令和5年度にシステム版業務継続計画（ICT-BCP）を新たに整備し、令和6年度及び令和7年度、同計画に基づく訓練を年1回実施した。 2 委託先等の体制の確認等 郵便貯金管理業務の委託先等に対しては、「危機管理規程」、災害発生時における規程等について、前回監査以降に改正があったものの提出を求め、緊急連絡網の現行化、安否確認システム等による初動対応体制の整備状況のほか、これらの訓練を実施したことを確認した。 簡易生命保険管理業務の委託先等に対しては、「危機管理規程」等について前回監査以降に改正があったものの提出を求め、体制の整備状況を確認した。また、本社における緊急時の対応訓練等、非常参集要員の指定状況等を確認した。	＜評定と根拠＞ 【B】 令和4年度から令和7年度まで、緊急時の連絡先一覧の更新、非常時の優先業務の適時の見直し等を毎年度、着実にを行い、緊急時に備えた。また、災害時を想定した訓練を、毎年度、目標回数（2回）を超える4回以上行い、災害時の対応を確認した。 令和5年度に、システム版業務継続計画（ICT-BCP）を新たに整備し、令和6年度以降、同計画に基づく訓練を年1回実施した。 更に、毎年度、委託先及び再委託先におけるリスク管理体制について、内容の確認等を適切に行った。 令和8年度においても、同様の取組を進める予定である。 以上のことから、中期目標期間を通じて、災害等の不測の事態の発生への対処に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞	評定 B ＜評定に至った理由＞ 災害時を想定した訓練を毎事業年度2回以上実施している。 毎事業年度、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づき、緊急時の連絡先一覧の更新、非常時の優先業務の適時の見直し等を行い、緊急時に備えている。 委託先等における災害等の不測の事態の発生への対応に係る体制についても、随時確認している。 よって、中期目標における所期の目標を達成していると認められ、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ ー ＜その他事項＞ ー	

		への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第 1 の 1（1）及び 2（1）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年 2 回以上実施したか。 ● 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。		なし。	
--	--	--	--	--	-----	--

4. その他参考情報